

## 平成29年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成29年9月8日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	河村 光春君		

平成29年第3回奥多摩町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成29年9月8日（金）

午前10時00分 開議

会 期 平成29年9月5日～9月15日（11日間）

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問（11名）  1 高橋 邦男議員 2 澤本 幹男議員 3 木村 圭議員 4 師岡 伸公議員 5 原島 幸次議員 6 村木 征一議員 7 石田 芳英議員 8 清水 明議員 9 宮野 亨議員 10 大澤由香里議員 11 小峰 陽一議員	—

（午後3時59分 散会）

午前 10 時 00 分開議

○議長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は 11 名であります。これより通告順に行います。

初めに、8 番、高橋邦男議員。

〔8 番 高橋 邦男君 登壇〕

○8 番（高橋 邦男君） 8 番、高橋です。

今回は 2 件質問させていただきます。

初めに、今後の少子化・定住化対策事業についてお伺いいたします。

町は、喫緊の課題である過疎化・少子化の解消に向け、少子化・定住化対策を最重要施策として 15 項目に及ぶ町独自の子ども・子育て支援推進事業を初め、若者住宅や分譲地の整備、家の新築・改築の補助などの定住応援事業など手厚い支援事業を推進しています。

本年 2 月 1 日現在の町全体の年少人口は 338 人であり、このうち 4 分の 1 に当たる 86 人の子どもたちがこれらの事業により定住することとなり、少子化・定住化対策事業が着実に実を結びつつあると言えます。

奥多摩町では高齢化率が 48% を超え、高齢者を支える若者世代の人材がいなければ、高齢者対策や消防団活動を含めた地域コミュニティは成立しません。今後とも少子化・定住化対策事業のさらなる継続と充実が求められています。

そこで次の質問にお答えください。

1 つ目、子ども・子育て支援推進事業は制定以来拡大され、現在では 15 項目になり、出尽くした感があります。強いて挙げると、高校生等の通学定期代については、町外のバス代の助成やひとり親・多子家庭への助成の拡大などを検討していただければと思っています。町の考えをお聞かせください。

2 つ目、町は子育て家庭に対し手厚い支援事業を推進していますが、子育て世代が子育て終了後も町内に住み続けてもらえて初めて少子化・定住化対策事業が実を結んだと言えるのではないのでしょうか。そのためには、1 つは雇用の確保であると思います。そして大きなテーマなんですが、町民皆さんが奥多摩町は住みやすいまちですと言ってもらえるようなまちを実現することです。町の考えをお聞かせください。

2 つ目の質問です。鳩ノ巣溪谷遊歩道の整備についてお伺いいたします。

平成 28 年 12 月議会での清水明議員のはとのす荘周辺の観光整備についての一般質問の答弁で、鳩ノ巣溪谷を最大限に生かせるよう整備するために庁内プロジェクトチームで検討し、基本構想を定めていきたい。整備に至るまでには財源確保のこともあり、3年から5年にかかるというお話がありました。この7月、白丸ダム対岸の巡視路の工事もようやく完了し、白丸ダムの堰堤から数馬峡までの通行止めが解除されました。もう既に多くの観光客の皆さんが利用されています。ところが、長い間歩く方がいないために鳩ノ巣溪谷遊歩道が荒れている状況であります。

そこで次の質問にお答えください。

鳩ノ巣溪谷の整備が完了するまでの期間、鳩ノ巣溪谷遊歩道の整備が必要であると思います。町の計画がありましたらお聞かせください。

以上2件、よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番、高橋邦男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、今後の少子化・定住化対策事業についてであります。既に高橋議員も申しておるように、町では急速な少子高齢化に伴う地域の環境の変化に対応するため、保護者の経済的な負担の軽減を柱として、子ども・子育て支援推進条例を平成20年3月に制定し、若者世代が地域で安全で安心な子育てができるよう支援をまいりました。

この条例による支援策は、平成20年度の事業開始時には全8事業で構成されておりましたが、年々充実・拡大と新規事業を追加し、平成27年度において現在の15項目に及ぶ子ども・子育て支援推進事業が一定の完成形となったことは、私もいろんな場所で申し上げておりますが、住民の皆様、議員の皆さんにも周知されていることと存じます。

私は、この15項目の子育て支援策は日本一の施策であると自負をしております。事実これだけの支援策を同時に実施している自治体は、調査をいたしましたけれども、全国的にも例を見ない状況でございます。

この間、平成18年度から町有地の分譲を開始し、現在まで20区画の分譲を行ったほか、平成21年度からは若者世帯に低廉な家賃で一定期間住居を提供することで、町外への転出抑制と町外からの転入を促進することを目的に若者住宅を新設するとともに、既存の町営、公営住宅を若者住宅として位置づけることで町外等からの転入世帯の受け皿にする、いわばソフト事業とハード事業の両方の施策を重点的に実施した結果、この7月1日現在、町内での転居を含む転入世帯の年少人口は、先ほど議員がおっしゃったように124名とな

りました。

また、この時点での町内全体の年少人口は 345 名ですので、約 36%の子どもが少子化対策・若者定住化対策を実施したことによる成果であり、議員が申されるように、少子化対策・若者定住化対策は着実に実を結びつつあると言えるのではないかというふうに考えております。

さて、1 点目の子ども・子育て支援推進事業は出尽くした感があるが、今後の助成事業の拡大等の町の考え方についてのご質問でございます。

先ほど申し上げましたが、15 項目の子ども・子育て支援推進事業については、私どもでは一定の完成形であると思っております。内外にもそう発信しておりますので、その中で個々の事業については、当然、費用対効果の検証も含めて見直しが必要であることも認識しております。

議員から質問のあった高校生の町外のバス代について、この制度が創設されたときの経緯を申し上げますと、この高校生の通学定期代助成制度は、町内に高校がないことから、高校進学に当たって少しでも保護者の経済的負担を軽減するために、当初は最寄りのターミナルである青梅駅までの定期代を対象とし、青梅駅より先への通学については、あくまで保護者と生徒本人の自己選択という考えで創設しようとしたものですが、やはり多子家庭における経済的負担が大きいとの判断から、子ども 3 人以上の多子家庭は全額、2 人の世帯は半額、1 人の世帯は 4 分の 1 の額をいずれも自宅の最寄りの駅から学校の最寄り駅までの最も低額な電車定期代を助成することとし、平成 24 年度から実施したものであります。

しかし、子どもの数により助成額を変えることについて、また、子ども一人ひとりについて助成すべきであるという保護者の皆様からの強い要望があったことから、平成 27 年度からは自宅の最寄り駅から学校の最寄りの駅まで、全員に電車の定期代を助成することとしたもので、この制度では当初から町外の最寄り駅からバス代については対象としていないという実態でございます。これは毎年度末の 3 月下旬に対象の子どもがいるご家庭全世界帯に子ども・子育て支援推進事業の詳細な内容と申請書、その他必要な書類一式を送付しており、多くのご家庭でご理解をいただいているものと認識をしております。

町外のバス代について一部誤解があったとすれば、町の PR 不足でありますので、今後より一層この問題については PR に努めてまいりたいと思っております。

また、ひとり親家庭、多子家庭への助成の拡大についてであります。現状の子ども・子育て支援推進事業においてひとり親家庭、多子家庭を優遇している支援事業は、学童保

育育成料助成事業、ごみ処理支援事業、水道料金一部支援事業の3事業ですが、このうち水道料金については、ひとり親家庭は免除されておりますので、多子家庭のみが対象となります。また、学童保育育成料についても、その他別途かかるおやつ代は、利用している保護者が全員に一律に負担していただいておりますが、その他の12事業はすべての家庭のすべての子どもが対象となる事業であります。

現在関係職員で構成する少子化・若者定住化対策プロジェクトチームにおいては、毎年度、これらの事業による費用対効果を検証するとともに、見直しすべき支援事業や、また、新たな支援事業の追加、あるいはバージョンアップなどを含め、効果的でよりよい支援事業になるよう検討しているところでございます。

次に、2点目のご質問ですが、厚生労働省が発表した今年4月の有効求人倍率は1.48倍とバブル経済期の水準を超え、1974年2月以来、43年2カ月ぶりの高さとなっております。最近の平成29年6月の数値を見ますと、有効求人倍率は1.51倍となり、4月から0.03ポイント上回り、引き続き高い水準となっております。雇用情勢は売り手市場の様相を強めております。

このような全国的な売り手市場のなか、当町においても全国と同様に、町内の企業や福祉施設などでは正職員など随時募集しておりますが、一部の施設を除いては定員に達しないという状況が続いていると聞いております。

雇用の確保につきましては、第5期長期総合計画奥多摩創造プロジェクト、住みたい方が住める町、定住化対策の推進、仕事の項目の中で各種施策を設定しており、施策の中には就労相談窓口の設置、企業と連携した就労支援の実施、起業者や事業起こしの支援などがあり、これらの事業を積極的に推進しているところでございます。特に町外の方が町の子育て支援や定住化対策事業に魅力を感じ、町へ移住を考える場合、今までの仕事が継続できるのか、また、継続できない場合はどのような就労場所があるかどうか、移住を考えるポイントの1つになります。

平成28年度の子育て・定住応援総合窓口の相談件数は延べ578件あり、移住を考える多くの方が奥多摩町管内から現在の会社に通えるかを確認しております。特に子育て支援策に魅力を感じ、移住を考えている方は既に就労している方であり、現在の仕事に特に問題がない場合は、転職して奥多摩町内で就労することを望んでおりません。しかしながら、中には奥多摩町に移住する場合に物理的に離職しなければならないケースもあり、そのような場合には町内企業や町内福祉施設と連携し、町内の就労案内をしておりますが、多くの相談者は奥多摩町で就労することにこだわらず、自分の好きな職種をハローワークなど

で探す傾向にあります。奥多摩町にも雇用の場は多くありますが、実際には移住者が希望する職種ではなく、町内の企業や福祉施設の就労につながっていないのが現状であり、町内に雇用の場はあるが、そこには就労されないという状況でございます。

また、移住を前提に就労の相談を受ける中で多種多様な業種の就労相談がありますが、それらをすべて奥多摩町で整備することは不可能ですので、移住者に対しては、現在町にある就労の場が人手不足であることから、町内企業や福祉施設などを中心に紹介し、それらの職種以外は町内にこだわらず、通勤できる範囲でご自身の希望する職場を確保していただくことが一番効果的で効率的であると考えております。

現在、住まいの確保や保護者の経済的支援を中心とした定住化対策の中では、新たな雇用の創出を新規で行うには時間や費用の面から考えても非常に難しいものがありますので、長期的な視点で新たな雇用の創出を考え、短期的には奥多摩町から通勤できる場所に就労を進めることが現実的であると考えております。このため今後も長期的な視点と短期的な視点の両面で移住を希望する方の就労相談に対応してまいりたいと考えております。

また、住民皆様から奥多摩町は住みやすい町ですと言ってもらえる町づくりを行うため、第5期長期総合計画には、まちづくりの基本方針を定めており、それぞれの基本方針に対応するため、住民皆さんの幸福度を評価する項目を定め、定期的に次の幸福要素の評価を行います。

1つ目の幸福要素は、心身ともに健康であると思う住民割合、2つ目は、豊かな自然環境が守られていると思う住民割合、3つ目は、健やかに生まれていると思う住民割合、4つ目は、経済的に大きな不安がないと思う住民割合、5つ目は、地域社会やまちづくりに参加していると思う住民割合であり、この住民幸福度を高めることで住民皆さんが奥多摩町は住みやすい町と思うのではないかと考えますので、引き続き、第5期長期総合計画で計画している各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、鳩ノ巣溪谷遊歩道の整備についてでございます。鳩ノ巣溪谷遊歩道は、大多摩ウォーキングトレイルや町のセラピーロードに位置づけられ、大きな巨岩が無数に点在する鳩ノ巣溪谷を堪能できる遊歩道として、むかし道とともに人気の高い遊歩道であります。しかし、平成23年3月11日発生した東日本大震災の影響による白丸調整池ダム右岸側の巡視路周辺で多くの落石が発生し、巡視路や防護柵が破損し、危険箇所が多数発見されたため、管理者である東京都交通局により通行止めの措置がとられました。その後、東京都交通局においては、白丸調整池ダム巡視路落石対策工事を行い、ロープ伏工 69カ所、1万1,988平方メートル、ロープ掛工2カ所73メートル、落石防護柵3カ所334メートル

及び巡視路の安全対策として、橋の補修、手すり、看板の設置等を行い、6年という長い歳月を要する大規模工事を行い、平成29年7月14日に通行止めが解除されました。

議員からご質問の鳩ノ巣溪谷遊歩道の整備につきましては、6年間にわたり利用ができなかったこともあり、再整備を実施しているところではありますが、数馬峡橋から下流の白丸調整池ダムまでの間においては、都交通局から町が清掃等業務を受託し、町から白丸自治会に再委託を行い、日常的に管理を行っております。作業の内容につきましては、遊歩道の草刈り、放置された紙くず、空き缶、空き瓶などの塵芥収集、また、遊歩道の巡回に加え、路面、看板、手すり等の確認や通行に支障がある場合の報告などを実施していただいております。

白丸調整池ダムから下流の鳩ノ巣小橋までの間については、東京都環境局が町観光協会に委託し、除草、草刈り、紙くず、空き缶、空き瓶等の清掃業務を行っております。数馬峡橋から上流の海沢に接続する数馬峡遊歩道につきましては、町が単独整備した遊歩道ありますが、これも町からおくたま地域振興財団に日常の巡回や清掃等を委託して日常の管理を行っているところでもあります。

一方で、鳩ノ巣溪谷遊歩道の玄関口である雲仙屋さんから鳩ノ巣小橋までの一部区間については、旧一心亭さんが営業していた関係から清掃管理者がおりませんでしたので、今議会に上程させていただきました補正予算の中に、この区間の清掃委託の予算を計上させていただきました。このため今後は鳩ノ巣溪谷遊歩道、数馬峡遊歩道ともに、全区間においてそれぞれ管理体制が充実することになりますので、ご理解を賜りたいと思います。

この2つの遊歩道は、ご存知のように、鳩ノ巣溪谷遊歩道として町の森林セラピーロードの5つのロードの1つとして認定をしております。近年では民間の旅行会社によるバスツアーの散策コースとしても人気があり、紅葉シーズンには多くの観光客で渋滞するほどの人気の高い遊歩道でありますので、今後も鳩ノ巣溪谷遊歩道につきましては利用者の皆さんにとって快適で安全・安心に利用ができるよう、引き続き整備と管理をしてまいりたいと思っております。

また、平成28年第4回定例会において、4番、清水明議員から旧一心亭周辺の整備についての一般質問をいただき、並行して庁内プロジェクトチームによる検討を行ってまいりましたが、旧一心亭の再利用につきましては、耐震補強に3億円程度の費用を要すること、旧一心亭を解体する場合には解体用の新設道路等の整備が必要になること、また、解体に際しては国、あるいは都に補助要綱がなく、町単独の費用が必要なこと、奥多摩工業が所有する旧鳩和荘が隣接していることから、奥多摩工業との意見調整が必要なことなど、

旧一心亭周辺の整備につきましては費用の確保などを含め、改めて庁内プロジェクトチームにより、この溪谷の地域振興がどのように図られ、観光に資することができるかというようなことを今検討しているところでございます。特にこの地域の計画については、相当量の財源を必要といたしますので、今後、検討の結果、年次計画を決めて着実に実行し、観光の推進のために資していきたいというふうに思っておりますので、その結果につきましては、もうしばらく財源の確保等を含めて検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○8番（高橋 邦男君） どうもありがとうございました。ちょっと質問の前に子育て支援、それから定住化支援、いろいろご答弁いただきましてありがとうございます。今後とも引き続いてソフト、ハード面両面で支援のほう、中身も検討しながら進めてほしいなというふうに思っています。

また、鳩ノ巣溪谷整備事業についても結局大きな財源がかかるということで、すぐにといいわけにはいかないと思いますので、また町のほうでできる限りのいろいろご努力をお願いしたいなというふうに思っています。

質問1つなんですが、若者住宅に関する質問です。入居期間というのが5年で、その後、町長が必要と認めれば最大3年という条例のあれがあると思うんですが、自分が一番心配しているのは、あくまでも賃貸ですので、いずれは出なきゃいけないと。そのときに住居が確保できればもちろんいいんですけど、なかなかうまくいかないという場合も出てくるかなと。町のほうもいなか暮らし住宅だとか、あと空き家バンクの活用で、その後の住宅の確保も進めていると思うんですけども、その辺の期限の延長とかその辺のことは考えているのかどうか。それと先ほど言いました空き家バンク、それからいなか暮らし支援住宅、その辺の状況がもしわかればちょっと教えてください。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） 8番、高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず若者住宅の入居期限でございますけれども、こちらについては、今の考え方を基本的には実施していくということで考えております。なお、こちらの方が最初に退去される期間につきましては、平成32年度から随時それぞれの若者住宅から退去するような形になります。現在、奥多摩町には空き家の件数が478件、これは9月1日現在でございますが、でございます。全体的な計画としては、空き家の有効活用、これは長期総合計画、元気

づくり計画の中でも定められておりますが、約2割の空き家を活用して定住促進につなげようというような具体的な施策目標が掲げてございます。でありますので、こちらの空き家を有効的に活用し、中古物件として空き家バンクで売買・賃貸を行う。または空き地を活用してさらなる分譲地を整備していくというようなことで考えております。今回の第5期長期総合計画の10年間の基本的な考え方の中では、前期5カ年間で定住対策を推進するために町営若者住宅を毎年定期的に整備していくというようなことで常々町長のほうからもご答弁しているかと思えます。前期5カ年間で町営住宅等の賃貸借住宅、空き家バンク等を活用する住宅を整備し、子育て支援を充実することにより、長期総合計画の5カ年間後期からはさらに分譲地、空き家を活用した定住から永住につながるような政策を現在検討しているところでございます。

この前期5カ年計画の中では、当然、永住につながる分譲地の確保が必要になります。そのようなことから現在、町内全域の土地については定住対策室のほうで個別に交渉をし、分譲地ができる候補地を空き家バンクも含めて交渉しているところでございますので、その目標年度であります32年度以降から対象者が出ますので、そちらの土地の確保を行っていきたいというふうに考えております。

また、現在、町営若者住宅に入居している方の当然意向も調べなければなりませんので、本年度平成29年7月に意向調査も行いまして、どちらの自治会に住みたいかというような実際に住んでいる方の意向調査も行っております。それも含めて、今後、分譲地ですとか、そのような空き家の確保を推進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 今、対策室長がお話ありましたイメージとしては、高橋議員が考えておられるように、一定の期間入ったら出なければいけないということを既に想定しておりまして、そういう意味では、分譲地の種地をあちこちにつくっておくということが1つ。それからもう一つは、これはこれから検討するという事で補正予算の中で決定をいただきましたけれども、青森県新郷村に調査に行っております。この内容というのは、ある意味では町営住宅を22年間使った場合には、それを本人にという制度を全国で1つやっている村があるようですから、そういう部分も研究するために今回補正予算で決定をいただきましたので、先に皆さんが考えているご懸念を払拭するような検討を今しているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） よろしいですか。

○8番（高橋 邦男君） ありがとうございます。以上で、終わりにいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、8番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、3番、澤本幹男議員。

〔3番 澤本 幹男君 登壇〕

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

1点お伺いをさせていただきます。

観光客の誘致宿泊補助事業についてお伺いさせていただきます。

町では冬季の観光対策事業として観光客誘致宿泊補助事業を観光協会に委託しています。これは1月から3月の期間、町に宿泊される方を対象に奥多摩をもっと知ってもらうために奥多摩冬の宿泊割引キャンペーンを実施しています。この割引金額は2,500円から3,000円であり、対象となっている旅館・民宿に宿泊する場合には1名2,000円を町が補助して、残りを宿泊施設が負担するという内容です。

奥多摩町は観光立町を標榜しており、年間を通して観光対策を行っていますが、冬季の観光対策は特に必要です。この事業を実施していることに感謝をいたします。

しかし、この支援事業の期間は1月4日から3月15日までに宿泊された方となっておりますが、近年では2月の中旬ごろには既にこの事業が受付終了となっているのが実態です。今年度の予算でも昨年同様120万円であります。冬季観光客対策としては大事な補助事業であり、3月15日までの期間の利用希望者にも対応すべきではないでしょうか。または金額の見直しをする等の検討をしていただきたいと思います。宿泊客が来られると、宿泊先だけでなく、お土産店や観光地めぐりやJR、バスを使えばより大きな効果があります。また、利用者の多くは若い方が多いと聞いておりますので、奥多摩町へのIターン希望者にもつながります。町のお考えをお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3番、澤本幹男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、近年の町の観光は、森林セラピーや第2次登山ブーム、トレッキングなどに加え、河川や滝を利用したカヌーやラフティング、キャニオニングといった新たなアウトドアメニューを加わったことで、町に訪れる年間の観光客は、平成24年に西多摩地域広域行政圏協議会が実施した観光入り込み調査によると、176万人にも上り、前回調査の5年前に比較して30万人以上増加しております。中でも目に見えて増加傾向にあるのが外国

人観光客であり、奥多摩駅前の観光案内所における英語対応は年間 2,000 件以上に上ります。しかし、冬季においては観光客の減少に伴い、町内に宿泊する観光客も減少している状況でございます。

平成 25 年度に冬季の宿泊客増加を目指し、スタートした観光客誘致宿泊補助事業は、一般社団法人奥多摩観光協会に加入しております町内の旅館、民宿等に宿泊されたお客様を対象に、宿泊に要した経費の一部を奥多摩町が助成することにより、町内の観光振興と地域の活性化を図ることを目的として実施しております。

町と宿泊事業者及び観光協会の三者からなる官民が力を合わせて、冬季に一人でも多くのお客様に町に宿泊をしていただき、澄み切った冬の奥多摩の空気や夜空に浮かぶ満天の星のすばらしさを実感していただき、お客様に冬の奥多摩の自然や魅力をアピールし、繰り返し足を運んでいただきたいと考え、始めた事業であります。

この事業の助成期間は、毎年度 1 月 4 日から 3 月 15 日までの宿泊分が対象となり、補助対象者は 2 人以上が 1 泊 2 食つきプランで 1 泊以上宿泊し、アンケートの協力をされた方が対象となります。ただし、仕事等の事由による宿泊は対象外であります。

各宿泊施設の条件としましては、観光協会に加入している旅館、民宿等で、当該事業への参加を希望し、事業に係る協定を観光協会長と締結していただける宿泊施設となります。

また、助成方法としては、奥多摩町が宿泊者 1 人当たり 2,000 円の助成を行い、事業参加宿泊施設のうち、宿泊料金 1 万 1,000 円以上の場合は 1,000 円の上乗割引を行い、町と合わせて 3,000 円の割引となり、宿泊料金 1 万 1,000 円未満の場合は 500 円の上乗せを行い、町と合わせて 2,500 円の割引となります。

ご質問の観光客誘致宿泊補助事業における助成期間として、近年では 2 月中旬ごろには既にこの事業が受け付けを終了しており、3 月 15 日までの期間の利用にも対応すべきではないか、また、金額の見直し等についての検討でございますが、平成 25 年度に事業を開始し、4 年が経過いたしました。これまでの実績として平成 25 年度では助成対象 254 人で、助成額 50 万 8,000 円、平成 26 年度は助成対象者 449 名で、助成額 89 万 8,000 円、平成 27 年度は助成対象者 487 人で、助成額 97 万 4,000 円、平成 28 年度は助成対象者 498 人で、助成額 99 万 6,000 円で、4 カ年の合計では助成対象者 1,688 人、助成額 337 万 6,000 円となっております。

平成 28 年度の最終受付の状況を精査いたしますと、観光協会事務局より各宿泊事業者にはファクスや電話等で確認を行い、受付事務を行っておりますが、ほぼ 2 月の中旬には予約がいっぱいとなっており、キャンセル等を含め最終受付は平成 29 年 3 月 12 日まで対応

となっております。

また、この事業につきましては、29年度当初予算において宿泊助成を100万円、内訳として1人1泊2,000円を500人分助成し、観光協会事務費を20万円加え、120万円の予算を計上しており、宿泊客の利用が徐々にであります、浸透しており、冬季の宿泊誘致につながってきております。

各宿泊事業者におかれましてもホームページなどの媒体を活用し、冬季の宿泊客誘致に係るPRに努めていただくとともに、今後の事業費につきましては各宿泊施設の利用状況やアンケートなどを精査した上で検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても観光立町奥多摩を大いにPRし、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてさらなる観光客・宿泊客の誘致を図ってまいりたいと考えております。

特に従来からずっとやってまいりましたけれども、冬季、今申し上げましたように、少しずつ多くなってきましたけれども、これをやる前はほとんど宿泊してもらえないという状況でありますから、そういう意味では徐々にこの効果が上がってきているのかなというふうに思います。議員から提案されていますように、この見直しというのは2020年東京オリンピック・パラリンピック、特に今、宿泊施設を見ますと、この夏の宿泊施設をいろいろ見させてもらいますと、外国人が相当数やっぱり宿泊に来ております。そういう点では観光案内所の英語の対応、それから観光の地図の他言語の問題、Wi-Fi（ワイファイ）の問題等含めて、そういう問題を総合的に考えながら、いかに多くの人にこの地域に来て宿泊してもらおうかということについて今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 澤本幹男議員、再質問ありますか。

どうぞ。

○3番（澤本 幹男君） 質問ではございません。ぜひ町長からも検討をしていくというお答えをいただきました。今後の冬季の相対的に奥多摩町のためにいろんなまた検討をお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、3番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、1番、木村圭議員。

〔1番 木村 圭君 登壇〕

○1番（木村 圭君） 1番、木村です。

大雨対策の対応について質問いたします。

近年、全国各地で台風による大雨、局地的短時間大雨、集中豪雨などによりまして甚大な被害が発生しております。

平成 25 年 10 月の台風 26 号による伊豆大島で時間雨量 80 ミリ、最多時間雨量 118 ミリ前後の猛烈な雨が 4 時間降り続き、斜面崩壊により家屋の全壊 74 棟、半壊 25 棟などにより死者・行方不明者が 39 人の被害が発生しました。私も災害現場を自治会連合会で視察させていただきましたが、崩壊斜面は奥多摩ほど急斜面ではありませんが、土質が三原山噴出物のスコリア混じりの火山灰土で被害が拡大したのではないかと感じておりました。

翌年の平成 26 年 8 月には、広島市で最多雨量 287 ミリ、最多時間雨量 121 ミリ、局地的な短時間大雨により住宅地後背の山が崩れ、同時多発的に大規模な土石流が発生しました。家屋の全壊 133 棟、半壊 122 棟、一部損壊 173 棟で死者 77 名、負傷者 44 名の被害が発生しました。崩壊土質は真砂土地盤だけでなく、比較的固い堆積岩が土石流となりました。

また、ことし 7 月には九州北部豪雨、福岡県、大分県を中心とする地域に集中豪雨が発生しました。その原因は両県の上空に線状降雨帯が次々と発生し、記録的豪雨がもたらされました。福岡県朝倉市では最多時間雨量 168 ミリを記録し、3 時間で 400 ミリ、12 時間で 900 ミリが降り、両県の被害は昨日現在で死者 37 名、行方不明者 4 名、避難指示や避難勧告が 51 万 7,900 名、29 の地区で一時孤立状態になりました。

このように全国各地でこれまでに経験したことのないような気象観測史上最大級の最多時間雨量や短時間大雨であったり、地球温暖化により日本列島の本州が温帯から亜熱帯になりつつあるのか。いずれにしても異常気象が異常でないような、頻繁に発生しております。

気象庁予報部は、警報・注意報発表基準を大雨についてことし 7 月に変更しております。大雨による浸水被害が雨量基準から表面雨量指数に、奥多摩町の場合、警報が 1 時間雨量が 70 ミリから表面雨量指数 16 に、注意報が 1 時間 50 ミリから表面雨量指数 11 に変更になりました。また、大雨土砂災害の土壌雨量指数基準が奥多摩町の場合、警報が 147 から 168 に、注意報が 124 から 119 に変更になりました。これは大雨被害事例を申しましたが、雨量基準だけでは管理ができなくなったと考えられます。

各地で起きているような甚大な被害が奥多摩町でもいつ起こってもおかしくない状況にあると考えます。そこで大雨被害事例や気象庁警報・注意報大雨基準の変更を踏まえ、奥多摩町の奥多摩町地域防災計画のうち、風水害対策編、災害予防計画、災害応急対策、災害復旧・復興計画について見直す必要があるのではないかと考えます。今後の町の対応を

お伺いします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1番、木村圭議員の大雨対策の対応についての一般質問にお答えを申し上げます。

ここ数年、豪雨災害は激甚化し、日本各地でこれまでに経験したことのないような集中豪雨が発生するなど、異常気象が続き、大きな被害が起こっております。近年の集中豪雨では、次々と発生する発達した雨雲、積乱雲が列をなし、組織化した積乱雲群によって数時間にわたって、ほぼ同じ場所を通過、または停滞することによって作り出される線状に伸びる50ないし300キロメートル程度、幅20ないし50キロメートル程度の強い降水を伴う雨域である線状降水帯による被害が大きくなっている状況であります。

日本では集中豪雨発生時に線状の降水域がしばしば見られることが1990年代から指摘されていたことから、日本で起きた集中豪雨事例を客観的に抽出し、降水域の形状についての統計解析を行ったところ、台風によるものを除いて約3分の2の事例で線状降水帯が発生していることが明らかにされております。

近年では、議員のご質問の中にもありました平成24年7月の九州北部豪雨、25年8月の秋田・岩手豪雨、平成26年8月、豪雨による広島市の土砂災害、27年9月の関東・東北豪雨、ことし7月の九州北部豪雨で線状降水帯が発生しており、それぞれ大きな被害となっております。

本年の7月21日に発生し、奄美地方に50年に一度の大雨を降らせ、8月7日に和歌山県に上陸、東海地方、近畿地方、北陸地方などを縦断して各地に被害を出した台風5号は、当町では大雨警報が発令されたものの、大きな被害はありませんでしたが、アウターバンドと呼ばれる台風の中心に向かって巻き込まれるようにらせん状に分布する降雨帯のうち、中心から200キロないし600キロメートル付近における外側降雨帯の影響により、山梨県大月市、丹波山村、小菅村では大きな被害が発生をいたしました。また、青梅市でもこの降雨帯の影響により夜半に豪雨が記録されております。

このように今の気象は遠く離れた場所でも被害が起こる可能性があり、情報収集を怠ることのないように対応したいと考えているところでございます。

本年7月、気象庁から防災気象情報の改善が発表されました。大雨情報、浸水害の改善を図るため、大雨情報の発表基準に短時間強雨による浸水害発生との相関関係が雨量よりも高い指数で表面雨量指数を導入し、表面雨量指数を基準として判定した結果を危険度分

布の予測を示す情報として提供することとなりました。

気象庁では平成 20 年 5 月まで大雨警報と洪水警報の基準は、1 時間雨量や 24 時間雨量などの雨量基準が使われておりました。これは雨量と災害との関係について調査が行われ、雨量基準がつくられておりましたが、この方法では都道府県を幾つかに分割した地域の基準しかつくれず、市町村ごと、河川ごとの警報を発表することはできませんでした。

そこで考えられたのが土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数という 3 つの指数で、平成 20 年 5 月から大雨警報の基準に土壌雨量指数が洪水警報の基準に流域雨量指数が併用される形で使われてまいりましたが、平成 22 年 7 月からは大雨警報が 2 つに分けられ、大雨警報、土砂災害は土壌雨量指数の基準で、大雨警報、浸水害は雨量基準での発表となっております。そしてことしの 7 月から大雨警報、浸水害の基準には表面雨量指数が使われるとされております。

この表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では雨水が地中にしみ込みやすく、地表に溜まりやすいという特徴があります。

表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したものであります。表面雨量指数は、各地の气象台が発表する大雨警報、浸水害注意報の判断基準に用いています。浸水害発生の危険度を判定した結果は、大雨警報、浸水害の危険度分布で確認することができます。

また、土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標でございます。大雨によって発生する土砂災害、がけ崩れ、土石流には、現在降っている雨だけではなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したものであります。土壌雨量指数は、各地の气象台が発表する大雨警報、土砂災害や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いております。土砂災害発生の危険度判定した結果は、土砂災害警戒判定メッシュ情報で確認することができます。今後は気象庁から発表されるこれらの情報を注視し、対策に努めてまいりたいと思っております。

ご質問の大雨被害事例や気象庁警報基準の変更を踏まえ、地域防災計画の風水害対策編の見直しについてであります。今回の気象庁の警報基準が変更されたことにより、地域防災計画について見直しを行い、風水害に関する警報等の伝達の項に掲載している気象庁予報部発表の警報・注意報発表基準一覧表を新しい基準に基づき変更するとともに、風水

害対策編全般について近年の災害状況、大雨警報発令基準に基づき、必要な箇所を修正し、防災会議で審議をお願いし、修正するとともに、庁内で定めております職員の災害配備態勢についても見直しを進めてまいりたいと考えております。

さらなる住民の安全・安心を図るために、このような見直しと同時に、20 日の日でございますけれども、気象庁からいろんなヒアリングをしたいという申し入れがございましたので、お会いをする予定でございます。そういう点では、過去から現在まで、いろんな意見交換をしておりますけれども、今後のこの降水帯の問題、あるいは気象の問題については気象の変化をする場所を多くするということが大事でございますけれども、一時、警報が出たときに雲取の一角が出たときに、うちが避難をしろという警報でございまして、そういう問題も含めて気象庁はちょっともう少ししっかりして観察してくださいよというお願いもしておりますので、20 日の日には気象庁とのヒアリングの中で、町で起こっている実態についてお話をしてまいり、また、町自身も観測網を2つつくるといってお話もしていきたいというふうに思っております。

防災計画の見直しをしながら、最終的には住民の安全・安全のためにやれることは実施をしてまいりたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 木村圭議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○1 番（木村 圭君） 答弁ありがとうございました。ぜひ町民の安全のためによろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 15 分から再開とします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11 番、師岡伸公議員。

〔11 番 師岡 伸公君 登壇〕

○11 番（師岡 伸公君） 11 番、師岡です。

それでは、初めに、セラピーステーションの有効活用をについて質問をいたします。

町は観光立町を掲げ、さまざまな展開をしてまいりました。毎年発行される事務報告書にも記載されていますように、その成果を確認することができます。平成 20 年 4 月に奥多摩町は、東京都では初となる森林セラピー基地の認定を受けました。「おくたま巨樹の癒やされる森」として訪れる人々のための健康増進やリラックスを目的とした事業を展開しています。奥多摩の財産を観光の目玉として、そして環境整備という重要な役割を果たしていることは、この数年の実績で証明をされております。

そのセラピー基地の拠点となります登計原運動公園のセラピーステーションですが、常駐して対応するスタッフが現在おりません。今後、町の財産である森林セラピー事業をさらに積極的に展開する上でもセラピーステーションの有効活用は必要かと考えます。町の考えをお聞かせください。

続きまして、2 点目、雪害に備えてを質問いたします。

3 年前の 2 月、全国的に未曾有の大雪が降りました。東京都でも莫大な被害を受けました。とりわけ西多摩全域、奥多摩町の被害は想像を絶するものでありました。町は早急に自衛隊の派遣を要請し、いまだかつてない災害の対応に追われました。1 週間以上にもわたり麻痺した状況下において住民の良識と町の適切な処置が呼応し、重大な事態を乗り切ることができました。このことを教訓に、この数年、雪害に対する備えを町、自治会が住民皆様と行ってまいりました。幸いこの 3 年間は大きな雪害に見舞われることもなく推移してまいりました。しかし、この夏の異常気象にも象徴されるように、想定外の天候不順、冬においては大雪の可能性があり、その災害に備える必要を強く感じるところであります。

そこで以下お伺いいたします。

1 つ目、どのような積雪状況下で除雪活動を起こすのか。また、協力業者等に依頼するものでしょうか。

2 つ目として、最優先に除雪する地域はどのような場所を想定しておりますでしょうか。ヘリコプターがホバリングできる場所、例えば小・中学校の校庭、登計原運動公園などに通ずる場所の除雪は優先に行うべきと考えますが、その校庭等決まっておりましたらお教えいただきたいと思えます。

以上 2 点よろしくお願いたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 11 番、師岡伸公議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、セラピーステーションの有効活用についてであります。町は、森林の効用を

利用し、人の心と体の健康維持・増進を図る事業である森林セラピー事業について、平成 19 年 1 月 23 日森林セラピー基地として申請を行い、その後、生理実験などの過程を経て、平成 20 年 4 月 4 日に森林セラピーステアリングコミッティの審査の結果、東京都で初となる町全体が森林セラピー基地の認定を受けました。町内には 5 つのセラピーロードとして、奥多摩湖いこいの路、奥多摩むかし道、香りの道・登計トレイル、鳩ノ巣溪谷遊歩道、百尋ノ滝探勝路といった多彩なルートを楽しむことができ、「おくたま巨樹に癒やされる森」として訪れる人々のため健康増進やリラックスを目的とした事業を展開しております。

セラピーロードの探索については、町認定の森林セラピーアシスターがガイドし、そのほかにノルディックウォーク、ストレッチ、森林ヨガ、星空浴、陶芸、そば打ちなど、さまざまな体験メニューがございます。事業の運営は、当初、町が直営で森林セラピー事業を行っていましたが、体制の問題や料金徴収を行う際の旅行業法の問題などがあることから、平成 23 年 2 月 15 日に一般財団法人おくたま地域振興財団を設立し、あわせて旅行業法に基づく旅行業の資格を取得いたしました。この旅行業につきましても、過日、補正予算の中でお話ししましたが、一種から三種まであり、当時としては三種の認可を受けております。この補正予算によりまして、第二種国内の旅行業が営めるような体制をつくってまいりたいというふうに思っております。

森林セラピー業を中心として地域振興事業を展開しているところでございますが、ご質問のセラピーステーションの有効活用についてでございますが、セラピーステーションがある香りの道・登計トレイルは、全長約 1.3 キロメートル、高低差 50 メートル、バリアフリー約 420 メートルの日本初の森林セラピー専用ロードで、この専用セラピーロードにつきましては 3 年間の年月と千葉大学園芸学部の先生方のお力添えをいただきまして、日本のロードとしてつくる初のロードとしてつくった部分でございます。

J R 奥多摩駅からも徒歩 15 分というアクセスのよいコースとなっており、ヨガや座禅ができる広場やセルフカウンセリングを行う施設、水療法を行う施設など多彩なメニューを行うことができる施設を有しております。また、体の不自由な方にもご利用いただくため、車いす用モノレールを設置しております。現在、セラピーステーションでは、ガイドランス、健康チェック、血圧測定、ストレスチェック、昼食会場、講習会場や実習会場として使用しております。

平成 28 年度に登計トレイルツアーを通じてステーションを利用した実績は 55 回、利用者は 492 人で、視察受け入れ実績は 15 回行い、利用者は 201 人、取材受け入れ実績は 6 回行い、6 社の受け入れを行っており、視察受け入れの中には外国の方々も多く訪れてお

ります。また、登計トレイル入り口に設置されている自動カウンターの数値では、平成28年度は9,053人が入場されており、多くの皆さんに利用されております。

今後、森林セラピーステーションの活用といたしましては、セラピーツアーの入っていない日程で月数回ではありますが、財団職員1名を常駐させ、セラピーステーションを開放し、チラシやパンフレットを配布し、セラピーツアーの参加を呼びかけるなどのPRを実施するとともに、休憩場所としての利用を検討してまいりたいと考えております。

この事業を通じて町が持つ森林資源、溪谷、温泉、湧水、山野草など自然の地形や自然の恵みを総合的に活用し、住民皆さんや訪れる人々のため、生活習慣病予防や心と体の癒しと健康増進を図り、活力のある森林セラピー事業を展開することで利用者の増加を図り、あわせて地域の振興を推進してまいりたいと考えております。

今申しあげましたように、徐々でございますけれども、この事業の価値といたしますか、内容がわかっていただいているのではないかなというふうに思っております。特に財団が実施するツアーについては20名を限度として、20名のグループに2名の森林セラピーアシスター、これは、アシスターについては町で1週間の講習をして、その資格を取ってもらうということで、毎年少しずつですけれども、このアシスターが増えております。このアシスターを増やししながら、正確な森林セラピーを実行してもらうというのが大切ではないかなというふうに私は考えております。特に、森林セラピー事業というのは、1つはストレス解消、もう一つは、これは医学的に既に解明されておりますけれども、フィトンチッドが体にいいと。誰でもがん細胞を持っておりますけれども、そのがん細胞を持っている部分を抑止するという意味でNK細胞というのが体にあるようですけれども、これが活性化されて、1カ月程度は活性化されて、がんにならない抑止効果もあるというようなことですので、今の基本的な財団の方針としては住民皆様の健康のためにもこの事業に参加してもらいたい。さらには、よく言っておるんですけれども、健康のいろんな意味で仕事がストレスがかかっている社会になってきておりますので、こういう部分が一定のところまで来たら大企業を含めた社員の人たちにも森林セラピー事業の日帰り、あるいは1泊をやってもらいたいという事業を考えており、また、そのためのいろんなPRもしております。特に東京都の共済組合でありますとか、それから東京都の教職員組合、教職員の中には相当数の心にいろんな意味のものを持つという職員が一定の段階、休んでいるという状況があるようでございますので、ぜひこの事業を使って健康取り戻してもらいたいというアピールを東京都に働きかけをしております。

そういう点では、もちろん立川にあります市町村共済組合のほうにも働きかけをしながら

ら市町村共済組合の「サークル」という会報では、毎月、檜原と奥多摩町の森林セラピー事業の開催日程等もPRをしていただいておりますので、こういうものをきっちりとしながら、着実にこの回数をふやしていきたいというふうに思っております。

特に、今後、一般財団法人奥多摩地域振興財団の大きな目的は、森林セラピーもそうでございますけれども、二種の旅行業法の取り扱い免許が取れるわけですから、これによって取り扱った旅行業の部分に関しては手数料が入ってくるんで、もう少し積極的にその手数料を稼ぎながら、最終目標は財団そのものが独立してやれるというところまでいってほしいなというのが私の願いでございます。

次に、雪害に備えてでございますが、近年、災害は大規模化・多様化し、少子高齢化等に伴う地域社会の弱体化など、社会経済情勢も大きく変化し、災害リスクが高まっております。

平成 26 年 2 月には 4 日正午から 6 日にかけて冬型の気圧配置となり、下層寒気について、10 年に一度の強い寒波が日本列島に流れ込み、全国的に寒い日が続き、低気圧が急速に発達を続けたため、8 日、14 日と 2 週連続して関東・甲信越・東北地方の広範囲で大雪となりました。双方とも冬型の気圧配置によるものではなく、南岸低気圧が通過した影響で発生したもので、積雪量は関東平野部では 30 から 80 センチメートル、甲府では 114 センチメートル、町でも 1 メートル以上に達しました。

7 日から 9 日にかけての降雪では、東京都心でも 45 年ぶりの積雪 25 センチメートル以上を記録したものの、上空の寒気が強かったことから南岸低気圧がもたらすものとしては比較的軽い乾いた雪となったところが多く、雪の重みによる被害が少なかったものの、14 日から 16 日にかけての降雪では低気圧が日本の南岸を発達しながら通過し、15 日未明にピークを迎え、関東や甲信では記録的な大雪となりました。この記録的大雪の原因としては、強い寒気が流入、滞留しやすくなったことや低気圧が急速に発達しながら、雪の降りやすいコースを進んだことが挙げられております。この記録的な大雪では交通機能の麻痺、住宅設備、特にカーポートや農業施設の損壊、集落の孤立といった被害が各地で発生し、町においても住民生活に多大な影響を及ぼしたことはまだ記憶に新しいところでございます。

この大雪は想定外の積雪となり、すべての道路の除雪作業に要した時間は、おおむね 4 日から 7 日程度かかりました。この大雪では、私を本部長とする雪害対策本部をすぐ設置し、24 時間体制で町内の警戒、情報収集にあたりるとともに、16 日には災害派遣を東京都知事に対しまして要請をいたしました。陸上自衛隊・東部方面隊・第 1 師団・第 1 施設大

隊・第1中隊や町内の建設業組合の皆さんを中心に24時間体制で、また、奥多摩消防署、青梅警察署、警視庁機動隊、あわせて地域住民の皆様にも除雪作業にご協力をいただき、23日の午後1時に孤立が解消されました。

このような経験を踏まえ、町といたしましては積雪量が増加した際に対象が非常に広範囲となり、作業量も甚大となるため、全町的な活動態勢、協定、業者委託等の活用、応援各部からの追加要員確保等を構築して対応にあたっております。

1点目のご質問のどのような積雪状況下で除雪活動を起こすのかでございます。町では主要除雪指定路線の町道20路線、林道6路線の合計26路線を建設業協会に除雪作業の委託をしており、気象情報を確認し、積雪のおそれがある場合には事前に業者と連絡を取り合い、各地域で指定している業者に待機をいただき、積雪による交通支障があると認められる場合は各路線の除雪作業を行い、交通の安全確保に努めているところでございます。と同時に、雪が降るようなときには事前に除雪剤も業者にまいていただくような取り組みをし、以降それを行っているところでございます。

また、その他路線について、町が保有している4台の除雪機械を使いまして、小河内振興財団、都民の森、地域整備課で管理しておりますので、積雪時にそれぞれの地域で活用しております。小河内振興財団の除雪活動は、2台の除雪機械を活用して、小河内地区のバス路線である小河内峰谷線を中心に除雪作業を行い、峰、奥地区の除雪もあわせてお願いをしております。都民の森では年間を通じて施設利用者もあり、地域住民の生活道路となっている町道及び林道とともに冬季における除雪作業に活用しております。町で管理している除雪機械は、職員が直営で町道及び林道の町全般の路線で活用しており、除雪機械で対応できない場合は、職員が人力によって除雪作業を行う地域もございます。この職員が行う除雪作業については、特にいろんな部分について優先度はつけておりませんが、その状況においてこの除雪作業をするということでございます。また、地域整備課の職員については、特殊機械の免許の講習を受け、取得をさせているという状況でございます。

降雪・積雪に除雪作業が追いつかない場合もございますので、道路管理者は警察との協議の上、必要に応じまして通行の規制を実施するよう要請しているところでございます。通行規制を実施した場合は適切な広報等を行いながらこの除雪作業を実施してまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目のご質問の最優先に除雪する箇所についてでございますが、議員が申されますように、ヘリコプターが活用できる小・中学校校庭及び登計原運動公園などに通ずる

場所の除雪作業を含め、国道、都道、バス路線などの幹線道路を優先することで、町道、林道などの各路線へのアクセスを有効にし、透析患者や通院が必要な方、避難行動要支援者がお住まいの場所の連絡路が確保されることで、安否確認等につきましても迅速に対応してまいりたいと思っております。

町では常に透析患者や避難行動要支援者の把握に努めるとともに、今後も関係機関と連携しながら、迅速な除雪活動を推進してまいりたいと思っております。

特に、前回の大雪のときの私自身の経験でございますけれども、ある意味では、今申し上げましたように、除雪機械を少し多目にして、職員を含めて最低限のことはまずやっついこうと思っております。と同時に、地域の住民の皆様にも、ぜひご協力をいただきながら、連携をしてやっていきたいというふうをお願いをしてまいりたいと思います。

と同時に、前回のよう大雪の場合には、すぐに、ある意味では自衛隊を要請したいというふうに思っております。これは自衛隊を要請して、自衛隊に感謝状を持ってお礼参りに行ってまいったときでございますけれども、いろいろな教示を受けました。特に自衛隊の皆さん方が言うには、ある一定の部分があつて必要であればいつでも出動するから、都知事に要請しなさいと。その場合に要請をした場合には、皆さんが考えているよりもっと広範囲にわたって我々は活動する能力もあるし、機材もあるという大変心強いお話をいただきました。例えて申し上げますと、前回の場合には日原地域に除雪用の機材がありました。オペレーターである運転手が日原まで入れませんでした。そういう事例を申し上げましたら、そういうときにはもうぜひうちの自衛隊ではそんなことは簡単にできると。オペレーターをすぐにヘリコプターで送って、その機材を運転する。あるいは機材がないようであれば、機材も分解して小河内なり何なり重点のところに置いて、そこで組み立てしてオペレーターも自衛隊がやってすぐに対応できる。そういう体制はとれるんで、町長は早く決断をして我々を使ってくださいというふうなご教示もいただきました。

したがいまして、大きな災害についてはそのように考えますけれども、小さな災害にはまず自分たちでどうするかということも含めて、住民皆さんと一緒に考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

また、JRの関係でございますけれども、JRもこのところで除雪をする車両を八王子支社の中に入れていました。

そのようにして、あの大雪の教訓によりましていろんな関係機関がそれなりの対応をし、また、西多摩建設事務所においても除雪の機械を入れておりますので、そういう連携をしながら今後とも対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 師岡伸公議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○11番（師岡 伸公君） ありがとうございます。

3点お願いいたします。

まず1点目は、ご答弁の中に健康づくりのためにセラピー基地を使っていくと。行政レベルでは共済組合ですとかいろんな形で今までもご尽力されていますけども、では我々は町民に対してどういうふうな啓発、アプローチをしていくかというのが課題であろうと思うんです。

今、福祉保健課の中でもいろいろな健康づくりの事業をやっています、本当に担当者は一生懸命やって、町民の皆さんに、あなた方のためなんだからぜひ参加してみてくださいというアプローチをかけています。どうしても男どもはなかなか出られないという、健康づくりセラピーの事業にしても。せんだって副町長にもご同行いただきましたけども、我々佐渡へ行きまして、やっぱり男性が参加していると。細かいことはここでは申し上げませんけれども、やっぱりそういういろんな方が参加できるような努力をされていると。でも、それは行政レベルじゃなくて住民レベルでやっているというのを私感じたんです。ですから、我々議員も住民の一人でありますから、やはり行政レベルでやっていただけること、それから我々住民が啓発活動の一つひとつ住民に語りかけていくという努力も必要ではないかというのを今のご答弁の中で強く感じました。

これから私たちもそういう動きをするためには、確かに広報読めばいいんですよ。広報を読めばいいんだけど、例えばこういう行事でぜひいろんな方に働きかけてほしいということがあれば、それこそトレーの中にでもチラシ1枚でも入れておいていただければ、我々もこういうことをやっているんだな、何々課ではこういうことをやっているんだな、では行ってみようかと、時間があれば行ってみようかというふうな気持ちにもなろうかと思うんです。そういう細かなやりとりもこれから必要だと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

これはご答弁結構ですけれども、もし何かあれば、各課長さんの中でいただければと思います。

2つ目、先ほど3年前の大雪のときに、透析患者の搬送というのを今、町長答弁されましたけども、本当に役場の職員が苦勞して青梅市まで行ったんだけど、青梅からなかなか進まない、こういうご苦勞をきのうのこのように思い出しますけれども、こういうふうな経験をしておりますので、今後例えばこういうふうになったときに隣の市町村とのい

ろんな打ち合わせですとか、除雪だけじゃなくて、今のような病院との連携ですとか、青梅市の例えば病院を管轄している課との打ち合わせですとか、そういう状況が具体的にどういうふうな方向で今決まっているか、ちょっとこれ教えていただきたいというのが2点目。

それから3点目ですが、もう一つJRのご答弁もいただきました。いわゆるハード的な除雪のことはご答弁の中でよくわかりましたけれども、事前に例えば青梅からこっちが止まるのは、もちろん雪や水で土砂が流れることがあるんですが、木が倒れているのはほとんどなんです。竹の木があれば当然ちょっとでも雪が降れば、これは大雪じゃなくても倒れることが想定されるわけです。このあたり今までも各議員さんからいろいろな願いをしていると思いますが、事前に例えばわかる木の地主さんへの働きかけとかそういうこともやはりこれから降らないうちに、1年じゅうでありますけれども、ちょっと交渉とかそういうものもおしていただければありがたいというふうに思いますので、このあたりもしご答弁いただければ、済みません、長くなりますが、よろしく願います。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 1番、師岡議員の1点目の質問についてでございますが、平成23年度から町で森林セラピー健康づくり事業というのを実施しております。これは森林セラピーの効果を住民皆さんにぜひ知っていただきたいということで、当初は無料で実施をしております、年間24回事業の開設をしております。

議員からもお話がありましたように、なかなか男性の方の参加が少ないということもありまして、ぜひこれは自治会単位で実施も可能ですよという形に変えてまいりまして、ここ数年、自治会単位での参加も可能になってきておりますが、それでもなかなかやはり男性の参加が少ないということも事実でございます。フリー参加の方については使用料を1回について500円いただいておりますが、自治会単位でやる場合には無料でやっておりますし、自治委員会議の席上でも再三にわたりまして、こういう事業やっておりますので、ぜひご参加をと、手上げ方式ですので、ぜひお願いしたいということでPRをしております。

ただ、この近年、自治会単位での事業実施が少なくなっているのかなというところも懸念材料でございますし、一方では人気のある事業については、募集開始と同時にいっぱいになってしまうということもありまして、これは一つリピーターの方も非常に増えてきておりまして、すそ野を広げるという意味では新規の方もぜひ参加をしていただきたいんですけども、一回この事業に参加をして、いいというふうな実感を得れば次も参加したいと

いうあらわれではないかなと思っております。

ただ、この森林セラピー健康づくり事業については、おくたま地域振興財団のメインは森林セラピー事業で、ほかの一般の観光客の方を誘致するのがメインでございますので、なかなか土日についてはそのメインの事業を中心にする。平日を中心にこの事業を実施しておりますので、そういった意味では、なかなか男性の方は、お仕事を持っている方は参加が少ないのかなということでもありますけれども、ぜひ自分のお住まいの自治会等で、もし事業を計画されるのであれば、年1回か2回程度休みをとっていただいて参加をされるのも、これもいいかなというふうに思いますので、今後ともこの事業についてPRに努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 11 番、諸岡伸公議員の再質問にお答えしたいと思います。

2点目の具体的な連携でございますが、町としましては東京都、警察、消防署、また、福祉関係等連携をしながら除雪対応にあたっているわけでありまして、結局、除雪作業につきましては人手と限られた機械力、また、道路の重要性和交通量、形態に見合った作業効率で、町としましては、建設業界 16 業者でございます。その 16 業者に、町は除雪指定地区のマップを作成してまして、記載にあった路線ごとを一斉にやるというような形で実施しております。

また、どうしても幹線道路が優先となりますので、国道・都道が先になってしまいますので、町道につきましてはまたその後になってしまいます。

また、東京都が指定している業者と町が指定している業者がとりあえずバッティングしていますので、その中で工夫しながら除雪の優先順位を決めていかなければならないということもございますので、それと今後ですけど、あと西多摩建設事務所とは大雪以来何回か協議をさせていただいて、豪雪時における雪崩の発生による通行規制とか、そういったものに関して一応取り決めがしてあります。それで一応 30 センチ以上になれば通行止めというような形で各路線があるんですけど、国道だと入川とか、あと 139 号線都道 204 号線といった形で随時うちのほうに西多摩建設事務所のほうから連絡が来まして、通行止めというような情報で、また、うちのほうから各住民皆様に周知をしているような状況でございます。

それで地域整備課としましては、積雪が 10 センチを超えると予想される場合は総務課

と調整を行いまして、地域整備課の職員を招集しまして適切な対応ができる準備を行うとともに、委託業者に除雪の連絡体系をとるように指示をしております。

また、気象情報の把握を常に行って、必要に応じた場合は参集指示待つことなく、地域整備課の職員は自主的に登庁して除雪対応について検討しながら実施しているところですが、結局機械が入らないところはかなりありまして、あと先ほど答弁にもございましたが、透析患者とか、そういった方を優先しなくちゃいけない部分がありますので、事前にそういう場所につきましては降雪のおそれがあるという場所につきましては事前に凍結防止剤とかそういったものを散布してちょっと対応しているところがございます。また、除雪機が入らないところにつきましては、地域整備課の職員が直で人力によって除雪をしております。

今後は安全衛生法の関係でございますので、その作業をするには資格が必要なもので、今現在、地域整備課の職員につきましては6名から7名程度資格を持っておりますので、ただ、オペするには技術不足な部分がありますので、今後はちょっとそういった研修も含めまして除雪対応に当たっていきたいと考えております。

あと3点目のJRの倒木を含めてなんですけど、今現在、各地域で立木が生い茂って道に支障があるというのがかなりな問題になっております。それについては先般、広報でも所有者には周知しているところではございますが、今後除雪に関しては除雪の妨げになるので路上駐車しないとか、あと側溝には雪を捨てないとか、あと危険な立木があれば先に伐採をしてくださいというようなことを今後関係の地権者とか、そういったものに周知しながら、そういったことで対応していきたいと考えております。

あと、除雪した後の道路は凍結するおそれがございますので、各自治会に凍結防止剤を配布してありますので、お願いしてスリップだとか、そういう危険防止に努めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 11番、師岡議員の2点目の質問で、透析患者に関しての他市との連携についてでございますが、他市との連携というのは今現在とっておりません。というのは、透析患者さんはそれぞれクリニック等とも契約に基づきまして、みずから選んだクリニックとの契約で送迎をやっていると、あるいは自分の車でやっているという状況でございます。ですから町としてはできるだけ、今、地域整備課長からも答弁させていただきましたけれども、自分で行っている方については、その最寄りの路線を優先

的に除雪をすると。それから送迎をしている業者さんとの連携をとりまして、なるべくこういう患者がいる場合には、できれば事前に青梅市が主なので、青梅市のほうに宿泊をするとか、クリニックに泊まる場所があれば、そこで短期的な入院等もしていただくこともありますけれども、それすべてできないということがありますので、その方についての行く場所の除雪を優先的に行うということは、これは庁内での地域整備との連携で、それは取り決めをしております。

ただ、国保の被保険者の場合ですと把握はできるんですけども、社保で透析をされている方というのはなかなかすべて把握しているわけではございませんので、そういう方についてはほぼ自力で自家用車で行かれているのかなというふうには理解しておりますが、それはまた相談がありましたらその箇所については優先的に除雪をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） よろしいですか。

○11番（師岡 伸公君） ありがとうございます。終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、11番、師岡伸公議員の一般質問は終わります。

次に、9番、原島幸次議員。

〔9番 原島 幸次君 登壇〕

○9番（原島 幸次君） 9番、原島です。

それでは、1点質問させていただきます。

2020年東京オリンピックに合わせ、町内の観光看板の設置についてでございます。

3年後、2020年に東京オリンピックが開催されますが、開催中や開催後も多くの外国の方々が日本を訪れます。現在でも日々、外国人の方々が奥多摩に来遊され、もえぎの湯やキャンプ場、釣り場など親子づれや若者たちが奥多摩の自然を大変満喫されておられます。

来遊される方々の多くは、ハイキングなどが主と思われませんが、電車で来られる方々は奥多摩駅前の観光案内所などでパンフレットを入手し、それぞれの名所旧跡へ足を運んでおります。また、車等で来町される方々はカーナビ等を頼りに訪れています。そこでもっと多くの方々に来町していただきたいと思い、町内の観光看板を見て回りました。

町内の観光看板は20年前から木製の矢羽の看板が設置され、現在もところどころには存在しておりますが、看板が外れているところや柱だけ残っている場所もあります。また、地上1メートル前後で低く、文字が小さい看板は車では見落とすところもあります。

川井地区の大正橋近くの都道上には大丹波地区の釣り場や民宿、飲食店などの案内看板があります。棚沢地区西側入り口には鳩ノ巣地区の飲食店や宿泊場所の観光案内図が設置されております。氷川地区では奥多摩駅前には横丁にある飲食店の看板が設置、また、ビジターセンターの角にも施設の案内看板が設置されておりますが、車などで来町される方々の有効活用できる看板がないように思われます。

これが奥多摩観光案内所の前にある飲食店の看板、それからビジターセンターのは非常にわかりがよい看板になっております。非常に派手でもない、よく見える看板でございます。

カーナビに載らない国や都の文化財や奥多摩の文化財である百尋の滝や海沢三滝、三ツ釜の滝、ネジレの滝、大滝、あるいは海沢のふれあい農園施設などのほか、公共施設や災害時の避難所の表示など、総合的に住民や観光客の方々にわかりやすい看板が必要ではないかと思われます。

東京オリンピック以後も東京の奥座敷として外国人の方々にも多数来町していただきたいと思えます。そのためにも日本語、英語、あるいは韓国語などで表示されている看板が必要と思われます。

町の費用で早期に設置することが難しい場合などは、事業所や飲食店などで協賛して行うことにより経費の削減につながる案も考えられますが、町主導で町全体のあらゆる施設や名所旧跡の案内になるような看板の設置についてどうされるのか、町長のご所見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。会議の途中であります、ここで休憩にしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 異議なしと認めます。よって、午後1時0分から再開とします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、原島幸次議員の一般質問に対する答弁から行います。河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9番、原島幸次議員の2020年東京オリンピック・パラリンピックにあわせて町内の観光看板の設置についての一般質問にお答え申し上げます。

初めに、近年の町の観光は、森林セラピーや第2次登山ブーム、トレッキングなどに加

え、河川や滝を利用したカヌーやラフティング、キャニオニングといった新たなアウトドアメニューが加わったことで、町に訪れる年間の観光客は、平成 24 年に西多摩地域広域行政圏協議会が実施した観光入り込み調査によると 176 万人にもものぼり、前回調査の 5 年前に比べて 30 万人以上増加しております。中でも目に見えて増加傾向にあるのが外国人観光客であり、奥多摩駅前の観光案内所における英語対応は年間 2,000 件以上にもものぼります。このようなことから、町では遊歩道を中心に、矢羽看板の設置や町内 5 駅には周辺を案内する看板等を設置しております。

これらの看板は多摩産のヒノキを使用しており、町の自然に溶け込み、落ちついたデザインとなっております。また、20 年以上かけて町内各所に観光看板を設置したことにより、主要な観光拠点や遊歩道等には看板の設置が完了したところではありますが、他方で木製の看板でもあることから、特殊なコーティングをしても湿気の多い場所や直射日光が長時間に当たる場所では劣化も見られ、定期的に看板の修繕や付け替え等を実施しているところでございます。

近年では観光パンフレット冊子にしたことや山里歩き絵図により情報をしっかりと提供できていること、また、観光協会が独自に作成している案内マップやホームページにパンフレットのデータを掲載したことにより、スマートフォン等で情報を持ち歩いたり、町内 5 駅に設置したフリー W i - F i (ワイファイ) を活用してダウンロードしたパンフレットを見ることができるよう、看板に頼って散策する時代から最新の機器類を活用した近代型の散策が増加しているように思われます。

町内における民間の飲食店や宿泊施設等の看板につきましては、東京都屋外広告物条例に基づき、東京都の指導により設置されております。

ご質問の 1 点目の車などで来町される方々が有効に活用できる案内看板の設置についてでございますが、町の道路は幅員が狭く、急カーブも多いことなどから、車目線の設置する看板は設置位置の問題や車両の事故防止の観点から慎重に検討する必要があると思われまます。一方で、町に訪れる観光客は年々増加していることや、また、多摩川南岸道路が棚沢将門まで開通し、今後は丹三郎工区まで整備され、観光車両の多くが多摩川南岸道路を通行する可能性があることなどを勘案しますと、町が設置する看板等については改めて見直しの時期に来ていると思われまます。

特に丹三郎から小留浦橋までの多摩川南岸道路が全線開通した場合には、国道 411 号線にある鳩の巣観光、氷川観光、日原観光については集客力に影響が生じる可能性もあり、このようなことから町観光協会や商業協同組合などと連携をして、改めて町のサイン計

画を策定し、国立公園、そして観光立町にふさわしい新たな観光看板の設置に向けて検討する必要があると考えております。

また、東京都においては、インバウンド観光の推進や 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催に当たり、全区市町村に対して英語を初め、多言語表記や図で示すピクトグラムの案内板を区市町村が独自に整備するよう依頼もあることから、新たなサイン計画については、このような要素も盛り込みたいと考えております。

次に、カーナビに載らない国や都、町の文化財などの設置看板についてであります。現在、町には小河内の山村生活用具など国指定の文化財が 2 点、小留浦の太子堂や倉沢の大ヒノキなど都指定の文化財が 15 点、奥氷川神社本殿や数馬の切通しなど町指定の文化財が 54 点ありますが、その中の有形文化財や史跡、天然記念物にはその歴史などを掲載した看板を設置しておりますが、議員が申されるように、町指定の多くの文化財には案内看板等が設置されていない状況であります。

このようなことから、冒頭に申し上げましたように、むかし道を初め、山里歩き絵図を持って里道を散策する観光客も増加していることから、各地域における文化財にも関心を持ってもらえるよう文化財を所管する教育委員会と連携して、今後、町で策定するサイン計画には文化財等も含めて総合的な案内板の整備をしてみたいと思います。

観光立町を標榜する以上、ご質問のありました問題については非常に重要な問題だというふうに認識しておりますので、計画的に 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けてインバウンド観光、インバウンドの皆様方に町自身を知ってもらうということは大切なことではないかなということで検討してまいりたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） 原島幸次議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○9 番（原島 幸次君） 再質問はございません。ご答弁大変ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、9 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、10 番、村木征一議員。

〔10 番 村木 征一君 登壇〕

○10 番（村木 征一君） 10 番、村木でございます。

それでは、本定例会に 1 件の質問をいたします。森林認証の取得と東京オリンピック・パラリンピックに向け、各施設建設用の奥多摩産材の売り込みについてでございます。

東京オリンピック・パラリンピックが 2020 年に開催されます。大会組織委員会は、こ

の会場の主会場となる新国立競技場を初め、選手村など各種施設に国産材を使用するとしています。そこで東京の地元である多摩産材、特に奥多摩産材の使用に向けて関係機関に東京都森林組合を通じて売り込みをしてはどうでしょうか。

組織委員会が昨年、持続可能性に配慮した木材の調達基準を示しました。それによると、環境に配慮して管理されている森林に対して国際団体などがお墨つきを与える森林認証を取得する動きが国内で広がっています。伐採後の植林が適切か、生物多様性が守られているかなどの基準を満たした山林から切り出された木材には認証マークがつけられ、一般の木材とは区別して販売されるシステムとなっております。2020年の東京オリンピック・パラリンピックで認証材の利用を促す方針が示され、森林認証取得への追い風となっております。

奥多摩町の山林がどの程度森林認証の取得をしているかわかりませんが、これからの森林経営の上からも森林認証の取得は必要であると思います。東京オリンピック・パラリンピックは奥多摩産材の売り込みには絶好の機会でございますので、町長のご所見をお伺いをいたします。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 10番、村木征一議員の森林認証の取得と東京オリンピック・パラリンピックに向けて各施設建設用の奥多摩産材売り込みについての一般質問にお答え申し上げます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開幕3年前の節目となる本年7月24日、全国各地で3年前カウントダウンイベントが行われ、東京都民広場では、東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアーフェスティバルとして、東京2020オリンピックカウントダウンイベントが開催されました。会場には5,000人が来場し、イベントの冒頭では、東京消防庁音楽隊による東京オリンピックファンファーレが鳴り、東京都議会議事堂の大壁面にはプロジェクトマッピングが映し出され、出演者、観客ともに日本の四季や伝統、文化、そしてアニメやポップカルチャーなど新たな日本、東京の風景の美しさにくぎづけとなり、大変な熱気に包まれていたことが報道されました。

また、8月25日には東京2020パラリンピックカウントダウンイベントがアーバンドックららぽーと豊洲シーサイドデッキで開催され、パラアスリートのハイパフォーマンス性や人間性、パラリンピックの競技独自のルール、パラリンピック競技大会の魅力等を発信

するイベントが開催されております。

さて、ご質問の森林認証の取得と東京オリンピック・パラリンピックに向けての各施設建設用の奥多摩産材の売り込みについてであります。森林認証とは、1970年代から1980年代にかけて東南アジア、南米、アフリカに分布する熱帯林が乱伐や違法伐採により世界的自然破壊が懸念され、無秩序な伐採を食いとめるため、森林の適切な保全と資源の利用を促すために発足された制度であります。この制度は、現在、世界の森林の10%近くが森林認証を受けるまでになっております。

森林認証は、独立した第三者の審査機関が一定の基準をもとに、適切な森林経営をしている森林及び経営組織などを認証し、その森林から生産された木材・木製品に認証ラベルを張りつけることにより、消費者の選択的な購買を通じて生物多様性の保全や持続可能な森林経営を支援する取り組みであります。

国際オリンピック委員会は、世界的な大イベントによる影響力を鑑み、4年ごとに招致した開催都市が国を挙げて開催準備するに当たり、建築資材等を調達する際に合法にて生産した木材資材及び木製品を使用することで、違法建築資材の使用を禁止し、自然破壊防止に貢献しております。

我が国では自国の林業をもとに、国土の保全、水源の涵養及び環境保全など、日本の森林の役割は自然的、社会的立地を考慮した日本独自の森林認証制度を運用しており、森林認証の基準は1995年のモンテリオールプロセスで合意された温帯や亜寒帯地域の国々の持続可能な森林経営のための基準と指標に基づき、森林認証の発行が行われております。

平成28年第4回定例会において、3番、澤本議員の一般質問にもお答えしておりますが、平成27年10月20日に当時の遠藤東京オリンピック・パラリンピック大臣も出席し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用等に関するワーキングチームの第1回目の会議が開催されました。会議は内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局、高原企画・推進統括官を座長として、財務省、農林水産省、林野庁、国土交通省など国の関係省庁や東京都のオリンピック・パラリンピック準備局、産業労働局も出席し、これまでに3回開催されております。

この会議では、木材利用に当たって、地方創生の観点から全国津々浦々の皆さんに協力をいただき、木材利用によって地域の活性化を図り、また、木の持つやわらかさ、日本の文化、おもてなしの気持ちを発信するとしております。

そして、具体的な木材利用に当たっては、環境面を考慮し、使用する木材は森林認証を取得している森林と事業者を対象とすることや大きな施設を建設するため、強度が必要で

あることから、集成材とした上で木と鉄を組み合わせたハイブリットとしての利用、強度の高いカラマツ材の利用、無垢材としては選手村などでの家具やベンチの利用など、さまざまな検討が行われております。

このワーキングチームは第1回会議開催日と同日の平成27年10月20日には、東京都オリンピック・パラリンピック準備局及び産業労働局が都が整備する競技会場等における木材利用の取り組みを発表しております。この中では多摩産材の利用を促進する、認証制度等を活用し、持続可能性や合法性が証明されている材料を使用するとしております。利用の原則となっております森林認証を東京都農林水産振興財団は既に取得し、東京都森林組合も平成28年12月に取得いたしました。

しかし、使用の主となる集成材の加工につきましては、人工乾燥とコンピュータ制御によるプレカットが必要となりますが、現在、東京都では大規模な施設がほとんどない状況でございます。

町の福祉会館を建設する際にもラミナー材と呼ばれる集成材の前のパーツまで町内で加工し、その後、集成材としての仕上げとプレカットは山形県まで運び行いました。このような状況から、町ではさまざまな県で整備しております県産材加工センターと同様な施設を整備するよう東京都に要望しているところでございます。

また、木材を利用するための基本となります木材搬出業者についても、都内には森林組合のほかに民間業者1社があるのみで、脆弱な体制となっており、多摩産材の供給にも限度がある状況であります。

町に限っては、シカ食害の著しい地域であります多摩川北岸はシカ被害が減少するまで、当面、主伐を見合わせる地域として、東京都の地域森林計画及び町の森林整備計画に位置づけており、搬出体制が整っても主伐ができない状況にあります。

このように奥多摩産材を含む多摩産材は厳しい状況にあり、また、競技会場の変更や費用の抑制などが検討されている中、今後の利用状況がどのようになるのか不透明な状況であります。世界最大のスポーツと平和の祭典である2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、構造材としての利用が難しい場合は、内装材や家具材などとして奥多摩産材を含めた多摩産材が利用されるよう、積極的にオリンピック準備局や産業労働局など、東京都の関係部局へ今後も要望してまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 村木征一議員、再質問はありますか。

○10番（村木 征一君） 再質問はありません。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、10番、村木征一議員の一般質問は終わります。

次に、6番、石田芳英議員。

〔6番 石田 芳英君 登壇〕

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

私からは、1項目、わさび資料館等の設置で地域活性化やPRを質問させていただきます。

奥多摩町の特産品はわさびで、町ではわさび塾による後継者育成やわさび苗の栽培補助など、わさび栽培への支援に力を入れていただいております。また、平成27年度にはわさびーが誕生し、いろいろなイベントで町のPR等大いに貢献されております。

一方、わさびの観光面の働きも見逃すことはできないと考えます。観光客の方々は、お土産としてわさびを買われていきますが、奥多摩がわさびの名産地であることをまだ知らなかった方もいますし、わさびの歴史など興味を持たれる方もいます。

わさびに関して簡単な資料館、あるいは博物館などがあればいいなというようなお話をお聞きすることもあります。わさびに関する資料やDVDが見られたり、栽培農家の方々が解説員として話せる場所があったりすれば、わさびのPR、奥多摩町のPRにつながっていくのではないかなと考えます。

先日、視察にお伺いした鹿児島県鹿屋市串良町柳谷地区のやねだんでは、空いたスーパーをギャラリーにしたり、牛小屋を工房美術館やカフェレストラン、空き家を迎賓館と名づけ、アーティストを呼び寄せたりして地域活性化の試みを行っていました。奥多摩町でも寄附された空き家や土地を若者定住化の住宅に活用され効果を上げておりますが、以上を踏まえ、以下お伺いたします。

観光面より空き家等を利活用し、わさび資料館等に改装し、奥多摩町の特産品であるわさび資料の展示、DVDによるPR、栽培農家による歴史や栽培方法などの解説等、観光客の方々が立ち寄れる場所をつくり、地域活性化やPRにつながればと思います。この点についてお考えはいかがか、お伺いたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6番、石田芳英議員のわさび資料館等の設置で地域活性化やPRをの一般質問にお答え申し上げます。

町は、全域が秩父多摩甲斐国立公園内に包含され、そのうちの94%が森林という自然環境豊かな町であります。この豊かな山々を源とする清らかな沢や傾斜地を利用し、古くからわさび栽培が行われ、1800年代初めに書かれた「武蔵風土記」や「名勝図絵」には

特産品としてシイタケや川のりと並びわさびがあり、神田青物市場に出荷されていたとされております。将軍家にも献上されていたとも伝えられております。

明治時代末期から大正時代に入りますと、わさび栽培が盛んに行われるようになり、この時代に奥多摩わさびという名称が定着したと言われております。そして昭和 28 年には 200 名からなる奥多摩わさび栽培組合が発足し、昭和 38 年には故金子元一氏を部長とする研究部会を設置し、町の気象や地形に適合した奥多摩式わさび田を確立いたしました。

このようにわさびは古くから町の代表的な特産物として生産されており、昭和 50 年代には市場などに盛んに出荷されておりましたが、組合員の高齢化や獣害の増加などにより生産量が年々減少し、市場への出荷量も少なくなっております。このため町では通作時間の短縮と収穫したわさびの運搬作業の効率化を図るため、昭和 63 年度よりモノレール設置補助、平成 10 年度には獣害防止ネット柵設置補助を開始するとともに、平成 14 年度には後継者育成及び栽培技術の伝承を目的に、奥多摩わさび塾を開講し、これまで 11 期生、56 名が卒業しております。現在も 12、13 期生 12 名が受講しており、特産物としてのわさびの生産性向上、後継者育成に貢献をしております。

栽培技術や品質の向上と生産者の意欲向上を図るために開催している奥多摩ふれあいまつり農林産物品評会においては、昨年度までに 31 回開催し、わさびについても毎年多数の出品があり、栽培農家が切磋琢磨し、栽培技術の向上に努めているところでございます。昨年度から国の交付金を活用し、わさび田調査を氷川地区より実施しており、今後は使われていないわさび田をわさび塾の卒業生に貸し出すことで、さらなるわさびの振興に努めてまいりたいと考えております。

さて、ご質問のわさび資料館等の設置で地域活性化やPRについてでございますが、わさびのPRについては、平成 25 年度にはわさび料理本の発行を行い、町内各家庭や食堂、宿泊施設などの事業所に加え、東京都内で東京産食材を利用している店舗などにも配布し、わさびを使った料理のレシピを紹介しております。

毎年 3 万から 5 万部配布している観光パンフレット「奥多摩ワールド」では、わさびを使った特産品や料理のレシピを紹介し、わさびの普及に努めております。

町制施行 60 周年を記念して制作したイメージキャラクター、わさびーについては、奥多摩町の特産品でありますわさびをモチーフとして、清流、豊かな緑をイメージして作られており、各種イベントの参加やイラスト使用、あるいはキャラクターグッズ等の制作を通じて元気いっばいに町をPRし、活躍をしております。また、奥多摩わさびの歴史につきましては、奥多摩わさび栽培組合発足 20 周年を記念して「奥多摩わさび」という記念

誌を発行しており、組合の 20 年の歩みと奥多摩の自然や地形に合ったわさび栽培技術の確立に向けた研究成果について掲載しております。

奥多摩わさびを多くの人に知っていただくため、平成 23 年度に観光わさび田を大多摩ウォーキングトレイルのルート上にあります古里付に整備し、奥多摩わさび栽培組合に栽培のご協力をいただきながら、観光客や町民にわさびをPRして、わさびの利用増進を図っているところでございます。

奥多摩わさびにつきましては、生産者の高齢化や専業農家の減少による生産量の低下、また、これらを要因とする休耕田の増加など、先行き大きな不安を抱えておりましたが、わさび塾による後継者対策、休耕田の活用、そして町内外に対して奥多摩わさびのPRに努めることで、最も大切な生産基盤の再生と確立を推進しているところであります。このため町内の空き家等を利用したわさび資料館等の建設につきましては、今後の中・長期的な視点の中で検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましてもわさびは町の最大の特産品でありますので、今後とも引き続き奥多摩わさび組合と連携して後継者の育成並びにわさび栽培の推進に努めてまいりたいと思っております。

今、当面の課題としては、資料館をつくるということではなくて、わさびの後継者、あるいは休耕田の活用等を含めた生産者を継続的にどう育てるかというのに重点を置いて施策を推進していることをご理解いただきたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 石田芳英議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○6番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。休耕田の調査、あるいはわさび塾による後継者育成等、いろいろと奥多摩のわさびのPR等をやっていたいておりますけれども、やはり今後の中・長期課題としてまさにわさびに関する資料館みたいなものの拠点づくりが大事であるのかなというふうに思いますので、ぜひ前向きにご検討いただきますようお願いいたします。

特に再質問はございませんので、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、6番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、4番、清水明議員。

〔4番 清水 明君 登壇〕

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

今回2点質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、国民健康保険制度の都道府県化についてでございます。

大幅な赤字を抱える国民健康保険の制度安定化のため、2018年度から運営主体を現在の市町村から都道府県に移管する制度改正を受けて、今年度の国民健康保険税納税通知には、東京都が国民健康保険の保険者になること、市町村の医療費の額に応じた医療費負担が求められること、一般会計でこれまで行ってきた保険税の不足分の補てんを解消すること、そしてその解消のために2年かけて保険税率を上げることの説明が同封されておりました。

こういった制度の改正には保険者、被保険者双方にとってよい面もあれば悪い面もあると思いますが、町におけるメリット、デメリットと住民の受けるメリット、デメリットについて町長の考えを伺います。

2点目でございます。冬期における除雪対象路線の拡大と住民負担の軽減についてでございます。

異常気象が原因ではないかと言われる自然災害が高い確率で発生しております。奥多摩町も、いつ、どのような形で被災するか予測がつかない中、災害への備えは徐々に進んできております。

災害時の自助、共助、公助の考えは住民皆さんの中にも定着しつつありますが、21自治会の間でも人口の格差が大きく、また、自治会によっては集落の形成過程から隣家が離れていることもあり、共助の仕方もそれぞれ工夫されていると伺っております。

冬期の積雪時にはまさに自助、共助による雪掃きが行われておりますが、かつてのように地域の共助が理解される労働環境にないためか、現役世代が出かけた後には在宅の高齢者や主婦が雪掃きをする姿をよく見受けます。住民の減少や高齢化で集落の中の路線にも業者による除雪を望む声があります。安全・安心はもとより、住民の負担軽減の点からも除雪対象路線の拡大は必要と考えております。除雪対象路線の拡大について町長の考えを伺います。

なお、先ほど師岡議員の同様な質問がございましたので、完結なご回答をお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4番、清水明議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、国民健康保険制度の都道府県化についてでございます。

本年3月の平成29年第1回定例町議会において国民健康保険税条例の一部を改正する

条例案をご提案し、審議の上、ご決定をいただいた際に住民課長から提案理由の説明に加え、福祉保健課長からも補足の説明をさせていただきました。平成 30 年 4 月から、これまで市町村単位で運営しておりました国民健康保険事業については、都道府県が財政運営の主体となり、市町村とともに共同保険者となる国民健康保険制度の都道府県化が実施されます。このたびの制度改正は昭和 35 年度の国保制度創設以来の大規模なものと言われておりますが、その目的は国保制度がもっている構造的な課題の解決と財政基盤の安定化であります。

国保制度がもっている構造的課題とは、被保険者の変化に起因するもので、国保は本来農林水産業者や自営業者等が加入するために創設された制度であります。現在では 65 歳以上の高齢者や障害のある方、社会保険に加入できない非正規の労働者などが多く加入するようになり、特に当町のように自治体の規模が小さく、高齢の被保険者が多く加入しているところでは被保険者が医療機関を受診する機会が多く、医療の高度化もあって 1 人当たりの医療費が大きくなりますが、それを賄うための保険税の賦課の基盤となる所得は全般的に低く、医療費に見合うだけの保険税が確保できないという相反する状況が続いていることによるものであります。

これは国保制度が国民皆保険の基盤を担う役割として他の社会保険に加入できない方をすべて受け入れているということから、ある程度やむを得ないところもありますが、高齢化の進行に従って構造的な課題はますます顕著になっております。

次に、国保財政についてであります。国保の財政構造は、本来公費は 5 割、保険税 5 割の原則があり、保険税部分に年齢調整や医療費水準を調整するための交付金が充てられており、医療費の増加に合わせて保険税率も改定し、医療費に見合った保険税額にする必要がありますが、多くの自治体、特に東京都の自治体では、毎年度必要な保険税率の改定をせずに不足分を一般会計から繰り入れることで収支を黒字にしております。こうした課題を解決するため、都道府県を国保の財政運営の主体とし、都道府県と市町村がそれぞれの役割分担を明確にした国保の都道府県化が行われることになったわけであり、

この都道府県化によるメリットですが、市町村のメリットとしては、第 1 に国保財政の安定化が挙げられます。これまでそれぞれの市町村が翌年度の医療費の見込みを立てて保険税の税率を決定し、国や都道府県等からの交付金の申請や精算を行い、医療費の状況によっては公費の追加交付申請や一般会計からの繰り入れなどを調整していく必要がありましたが、都道府県化によってこうした財政面での役割は都道府県がすべて担うこととなり、市町村は都道府県から示された納付金を納めるため、被保険者に対して保険税を賦課、徴

収し、都道府県に納める役割を担うこととなります。

例えば東京都は、奥多摩町の医療費の状況や被保険者の所得に応じた必要な保険税の額を計算した上で納付金として提示し、町は、提示された額を東京都に納付するため、町の被保険者に対して保険税を賦課、徴収することとなります。

このほかの市町村の役割としては、これまでどおり被保険者の資格管理や保険給付の決定、特定健康診査などの保健事業の実施を行うこととなりますが、年度中に納めた納付金は急激に医療費が伸びて給付費が増額しても東京都全体で賄うことで、それぞれの市町村が新たに負担する必要がなくなります。このため国は毎年度 3,400 億円の公費を投入することになっております。

この制度改革により、それぞれの市町村において医療費を賄うために必要な保険税額が明確になる見える化が行われ、本来、被保険者が負担すべき保険税額が明らかになることにより、これまで不足分を一般会計から繰り入れていたこと自体が法定外繰り入れという呼び方どおり、赤字にならないよう法律で定めた以外の経費を一般会計から繰り入れたものであることが明らかになります。

国は、公費の 3,400 億円の投入により赤字繰り入れは解消されるはずであるという考え方であります。赤字繰り入れを行っている市町村では、計画的に赤字繰り入れを解消するための具体的な赤字解消計画を立てることが求められております。そのためにはデメリットという言い方が適当であるかどうかは別にし、赤字繰り入れを解消していくために保険税率を適正なレベルまで引き上げる必要があります。そういう意味では、今回の制度改革においては、被保険者の皆様に医療費に見合った応分の負担をしていただくという極めて妥当なものであると言えます。

市町村としてもメリットばかりではなく、これもデメリットという言い方が適当かどうか分かりませんが、国からの公費の配分について各都道府県、各市町村の医療費適正化の努力に対してのインセンティブとして保険者努力支援制度という制度が実施されます。既に 28 年度から一部のメニューで実施しております。国が定めた基準に基づき、各市町村がその基準をクリアするために努力し、その成果によって多くの公費が交付されるものであります。

国は、これまで一定の収納率が達成できなかった場合や子どもの医療費を無料にしている市町村に対してペナルティという形で交付金をカットしてきましたが、今回の制度改革からはペナルティという言い方をせずに、インセンティブという言い方にかえております。これは言葉の言い換えであり、実際にはこれまでの実績に比べ、より医療費を減らす努力

をした市町村に多くの交付金が交付される仕組みであり、都道府県も市町村も国保の保険者として応分の責任を果たさなければならないということでもあります。それが果たせないということは、結果的にはペナルティのような形で交付金が少なくなる、すなわち被保険者の負担が増えるということですので、今後、町では東京都、国保連合会等の連携をさらに強化し、医療費の適正化に努めていくつもりでございます。

議員の皆さんも含めて国民健康保険に加入している被保険者の皆様には、今回の制度改革が制度創設以来の大改革であることを改めて認識していただき、改革には大小にかかわらず、痛みが伴うことをご理解いただいた上で、日本が世界に誇る国民皆保険制度の根幹をなす国民健康保険が今後も持続できるようご協力をお願い申し上げます。

今、現実的には各都道府県でこの保険料をどのように統一するか、あるいは一度に統一できないとしても、それを最終目標としてどういくかという議論が始まっております。うちの福祉保健課長は、町村の代表としてそういう議論の場にも出席をして議論をしているという状況でございます。

次に、冬季における除雪対象路線の拡大と住民負担の軽減についてでございますが、除雪に関するご質問につきましては、先ほど 11 番、師岡伸公議員の一般質問に答弁させていただいており、内容が重複いたしますが、ご了承をお願いしたいと思います。

町ではある程度の降雪があった場合には、各関係機関と連携を図り、除雪作業の優先順位として、国道、都道、バス路線などの緊急輸送道路、消防署や救急医療機関、駅、町役場及び各地区の生活館などの重要施設周辺道路、透析患者及び通院が必要な方や避難行動要支援者がお住まいの地区を優先して除雪作業を行っております。このため町道の中でも狭い生活道路や幹線道路沿いの歩道の除雪などにつきましては、住民皆様からの要望をすべてに応えることは難しい状況にあり、自宅周辺等の除雪につきましては、従来どおり住民皆様の自助、共助による対応をお願いしてまいりたいと思っております。

議員からご質問の除雪対象路線の拡大につきましては、広大な行政面積の中に国道、都道、町道、林道があり、これら道路に接続して住民皆さんが居住しておりますので、降雪の際には引き続き町内建設業者の皆様に迅速な除雪作業をお願いするとともに、町職員においては一人でも多く除雪機械の資格を取らせ、可能な限り除雪対象路線の拡大に努めてまいりたいと考えております。

特に高齢化する住民皆様の安全・安心の観点から、小河内でありますとか、日原でありますとか、高齢者が多いところにおいては住民にご協力を賜るといってもなかなか難しい状況でございますので、そういういろんな状況を勘案しながら、その都度適切に対応して

まいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 清水明議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○4番（清水 明君） 再質問あります。除雪対象につきましては適切などということでご回答、ご答弁いただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの国民健康保険の都道府県化について再質問といたしますか、ちょっと確認も含めまして質問をさせていただきたいと思ひます。

以前この議場におきまして、国民健康保険税の関係で、健康推進のために事業に注力、力を注いでいきたいというようなご回答をいただいております。先ほど町長のご答弁の中にも、それに符合するご回答をいただいております。

そこで確認といたしますか、1点質問させていただきたいんですけども、私も国民健康保険に加入しておりますので、通知をいただいたときに中の説明を確認させていただいております。それで気になるところがございまして、市町村の医療費の額に応じた医療費負担という文言と、先ほどのご答弁の中にもありました将来的な統一保険税率というこの2点から、東京都を保険者とする広域化のもとで国民健康保険税は23区と三多摩の間の格差、あるいは三多摩での格差、さらには西多摩の中でも格差が残るとということが懸念されます。この点についてお考えを伺いたいと思ひます。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 4番、清水明議員のご質問にお答え申し上げます。

保険税の額について税率、料率、23区については保険料という形とっておりますけれども、そのほかの26市町村については税方式をとっているところが大半でございまして、この格差があるということは事実でございまして。そのため町長からもお話し申し上げましたように、将来的にこの税率を統一化するというのは目標でございまして、それは非常に長い年月がかかるのではないかとというのが現場の立場としての考え方でございまして。

実際的に料率が高いのは区部のほうが高いわけです。市町村部のほうが低いということで、これはある意味政策的に抑えてきた部分もあって、本来医療費に応じた税率にしなければならないところを抑えていて、足りない分を一般会計から補てんをしているというのが現状でございまして。こうしたものを都道府県全体で、先ほど町長からもお話しがありましたように、見える化するというのは今回の制度改革でございまして、それぞれの各都道府県の市町村において、それぞれの医療費がどのくらいかかっているのかという部分は明確になると。それに対して保険税が幾ら必要なのかということのを都道府県が計算するわけで

す。それに対して、もちろん高齢者が多い市町村は医療費が多くかかるので、そういうことについては医療費水準の調整という形をとります。年齢調整です。年齢が若い市町村においては医療費がかからないように。逆に年齢構成が高い市町村は医療費が高いと。それを調整するのが1つ。それからやはり市町村によっては所得の水準がかなり差がありますので、その所得水準を調整すると。そういったことを踏まえて、それぞれの市町村に応じた必要額といいますか、これを納付金として提示をするということになります。この提示された納付金に対して各市町村が被保険者に対して税率を決定して賦課、徴収をするということになります。

今回、国から今年中に係数が示されて、その係数をもとに都道府県が計算をして、それぞれの区市町村において必要な保険料額というものが提示されますので、その時点で奥多摩町の場合、現行の保険税率との乖離はどのくらいあるのかということをお勘案して、改めて30年の第1回定例会に税率を少しでもそれに近づけるような形で提案をさせていただきたいなということを踏まえて、今年度の第1回定例会で、2年間かけて徐々に改定していきたいということを申し上げました。

ですから、その中でも説明の際にも一気に赤字を解消した場合に約30%以上の値上げが必要になるということを申し上げましたので、それを一気に上げるということではなくて、これを数年かけて徐々に上げていきたいというふうに考えております。

その上で将来的に都道府県内の統一保険料、保険税という形になると思いますので、非常に長い期間がかかるとは思いますが、それを目標としてそういう形をもっているということはお理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（清水 明君） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、4番、清水明議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時10分から再開とします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、宮野亨議員。

〔7番 宮野 亨君 登壇〕

○7番（宮野 亨君） 宮野でございます。

木村議員と重なる部分があると思いますが、また、あと師岡議員、清水議員の質問にもありましたが、異常気象なんで大変心配していますし、不安です。それを踏まえて質問させていただきます。

山崩れ、土砂崩れを防ぐ森林整備について。今年6月30日から7月26日にかけて全国各地で局所的に猛烈な雨が降り、甚大な被害が発生しました。九州北部豪雨では梅雨前線の長期停滞や気象の悪条件が重なり、24時間降水量が観測史上最多を更新する大雨となり、河川のはんらん、山崩れ、土砂崩れなど、これまでの常識をはるかに超えるようなゲリラ豪雨によって災害が起きています。

地質の弱さや手入れが行き届かないため、山林の保水力の低下、林木生育阻害など、原因の一つに挙げられます。94%が山林である当町、土石流、がけ崩れ、地すべり箇所をあわせた土砂災害警戒区域が890カ所もある奥多摩町にとって、今後同じような災害の発生が予測される中、新たな仕組み等を考える必要があると思います。

町は健全な森林の復活のため、森林整備事業や水の浸透を高める枝打ち事業、間伐材の再利用など、いろいろな森林整備事業を行っています。しかし、何といたっても木材の利用低下や林業の人手不足などの理由で森林整備が進んでいないのではないのでしょうか。広大な山林面積など森林整備と言葉で言うのは簡単ですが、なかなか難しい課題であると思います。

そこでお伺いいたします。

町は、今回の北九州の山崩れ、土砂災害についてどのように分析をされましたか。また、今後の町の森林整備事業についてのご所見をお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番、宮野亨議員の山崩れ、土砂崩れを防ぐ森林整備についての一般質問にお答えを申し上げます。

ことし6月30日から7月26日にかけて、梅雨前線の停滞や台風の影響により、各地で豪雨となり、甚大な被害が発生いたしました。特に7月2日に沖縄で発生した台風第3号や梅雨前線の影響により西日本から東日本を中心に局地的に猛烈な雨が降り、7月5日から6日にかけて島根県浜田市、福岡県朝倉市、大分県日田市などでは最大24時間降水量

が統計開始以来、最大の値を更新する大雨となり、島根県、福岡県、大分県に特別警報が発表され、特に福岡県と大分県を中心とする九州北部で発生した豪雨が平成 29 年 7 月九州北部豪雨と命名されました。

この九州北部豪雨では 36 人の死亡が確認され、5 名の行方不明者の人的被害のほか、全壊家屋 173 棟、半壊家屋 576 棟、一部破損 92 棟、床上・床下浸水 1,600 棟の住宅被害が出ております。また、福岡、大分両県を中心とした合計 51 万 7,900 人に避難指示や避難勧告、両県の 29 地区の集落が一時孤立状態となりました。

河川は、福岡県朝倉市で桂川、添田町、彦山川、大分県日田市では大肥川、花月川が氾濫し、一部地区の孤立が生じました。この氾濫では、被災地には大量の流木が見られ、河川に流れ込んだ総量は 20 万トンにのぼると推定され、土砂崩れでなぎ倒された杉などの木が川を流れ下り、川の流れをせきとめて氾濫させ、住宅地に押し寄せた流木によって水流だけの場合よりも破壊力が増し、家屋に大きな被害をもたらされたものと考えております。

この大規模な土砂崩れは、花崗岩が風化してできた砂の土壌である真砂土と呼ばれる地質の山地が突然の豪雨に耐え切れず、各地で表層崩壊を起こし、この表層崩壊によって杉の流木が川に流れ込んだと考えられ、流木自体による直接的な破壊のほか、流木により間接的に水流の圧が増すことによる被害も発生し、J R の鉄橋が流されたのも流木が橋にひっかかり、水がせきとめられたことで水量が増し、橋により大きな力がかかったことが原因と見られております。

町の面積の 94% を占める森林については町の重要な資源であり、森林整備の活性化を図り、支援を活用することは、地域産業の活性化を図ると同時に、森林の持つ土砂災害等を防止する国土保全機能、水源涵養機能の活性化を図ることにもなります。しかし、その公益的機能を果たすためには適切に整備、保全することが重要であります。木材の輸入自由化以降、国内材の価格低迷により林業の採算性は極度に悪化し、その結果、森林の伐採、利用、植栽、保育という循環ができない状況にあります。

また、林齢から見ると、日本の人工林は育てる時代から木材を利用する時代を迎えており、整備、保全をしながら木質エネルギーへの活用など、木材利用の拡大を目指すことで林業を再生させようとしております。

町でも町森林整備計画において水源涵養機能等の公益的機能が十分発揮でき、さらに山地災害や自然災害に対し、抵抗力が大きく、木材の搬出が可能な地域においては木材生産能力の高い森林をつくることを基本として進めております。木材の搬出が困難な立地の人

工林は間伐を繰り返し、森林内の陽光の確保を図り、広葉樹の芽生えを促し、育成することにより、将来的には針広混交林の整備を目指しております。

国産材の需要は高まってきているものの、木材価格の停滞から林業は長期的な不況状況になり、私有林における自主管理は困難な状況にあります。手入れ不足により荒廃した森林は、林内に陽光が差さないため、表土には下草も生えなくなり、土がやせ、がら山となっており、ゲリラ豪雨などの大量の雨が降ることで保水力が弱い地盤は緩み、がけ崩れや地すべりが発生し、土砂災害となります。本来、林内には陽光が差すことで下草が育ち、草木の根が土をつかみ、保水機能を保つことは栄養価の高い土を育み、木々が成長する健全な森林に再生するためにも森林の公益的機能の回復が必要であります。平成 14 年度から森林再生事業、間伐を、平成 18 年度から花粉症発生源対策事業、枝打ちを実施し、花粉症発生源対策事業は 10 年間の事業をもって終了し、平成 28 年度からは水の浸透を高める枝打ち事業として森林整備事業を実施しております。

九州北部豪雨の土砂崩れは、これまでに経験したことのない気象観測史上最大級の突然の豪雨によるものですが、これは近年発生している広島県、大島町などの大災害にすべて共通するものであります。

町でも近年は局地的に大雨が降る傾向にありますが、町においてもその都度危険と思われる箇所の確認をしておりますが、面積が広大なため、各地区の住民の皆様からの情報提供も呼びかけ、対応しております。

土砂災害には土石流、がけ崩れ、地すべり等ありますが、町では、すべての災害が起こる可能性があると考え、全国各地で起きている大災害を教訓に災害への備えを整えてまいります。

今後の町の森林整備事業についてであります。町では平成 16 年度の豪雨により森林が崩壊し、町営水道の取水施設が被害を受けるなど、深刻な事態を体験しております。その森林の崩壊原因はシカの食害によるものでありましたが、森林の公益的機能を失うことがどれだけ危険なのかを経験し、森林整備と保全がとても大切であることを実感しております。

このようなことから、先ほども申し上げましたが、町内の私有の人工林にある杉、ヒノキの多くは手入れ不足により立木が過密に育った状況で、林内に陽光が差さず、土壌はやせ、荒廃した森林となっていることから、土砂災害防止機能、水源涵養機能などの公益的機能が発揮できる森林に回復するため、森林再生事業、間伐と花粉症発生源対策事業、枝打ち及び水の浸透高める枝打ち事業を森林整備事業として実施をしております。

ただし、私有人工林は所有者の財産でありますので、育成林である杉、ヒノキが将来輸入材にかわり、国内材の需要が高まり出荷できるよう、長伐期施業にして大径材として管理し、間伐作業など、長い期間をかけて定期的に整備することで、下層植生が育ち、広域的機能をさらに発揮してくるものと考えております。そのため森林整備を推進するためには林道や作業道の整備が必要であり、間伐、枝打ち作業を効率化することで広範囲にわたる森林の公益的機能や山地災害防止、将来の木材需要等に寄与できるよう、今後とも西多摩町森林整備計画を基本に推進してまいりたいと思っております。

幸いにしてと申しますか、東京都の場合には、間伐事業、あるいは枝打ち事業については、10分の10の助成をいただいております。そういう事業を活用して今、間伐事業と枝打ち事業、年間で言いますと約4億近いお金を投入して、私有林、民間の森林を手入れをしているところでございます。

しかしながら、一方では、もう1つ問題点としては、その間伐をした間伐材をどう利用するかということがなかなか所有者自身はお金がかかってしまいますので、切ったものをそのまま山に寝かすということがございますので、今後はその間伐材を木質バイオマス等々を含めてどのように活用していくかということが課題として残っているという状況でございますが、おかげさまで西多摩地域の中で、森林の整備については、ほかの町村に比べて非常に進んでいるのではないかなというふうに自負をしております。

○議長（須崎 眞君） 宮野亨議員、再質問はありますか。

○7番（宮野 亨君） 再質問でございませぬ。要望となりますが、ぜひ十分な備えを整えていただきたい。予想したり前もっての起きてないことについてなかなか難しいんですけども、十分に備えをしていただきたいという形の要望で質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、7番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、2番、大澤由香里議員。

〔2番 大澤由香里君 登壇〕

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

私は、3点質問させていただきます。

まず移住者対策、あらゆる問題に備えてと題して質問いたします。町長が進める少子化・若者定住化対策としての子ども・子育て支援推進事業、若者定住応援事業は徐々に実を結び、その成果があらわれつつあります。そのことは大変喜ばしいことだと思いますが、しかし、住居費、教育費が安く済むため、困難を抱えた家族が移り住んでくる確率が高く

なっているのではないのでしょうか。

先日、私のところに一本の電話が入りました。夜の 10 時ごろです。相手は移住してきた方です。家庭内でもめごとが起こり、飛び出したけれども、行くところがないというのです。時間も時間なので、ひとまず私の家に宿泊してもらい、翌日すぐ入れる家を探しました。町にも事情を説明し、問い合わせましたが、空いている町営住宅は早くても 1 週間、しかも書類がそろわないと入れないと言われました。あちこち問い合わせた結果、運よく空いている家屋があり、頼み込んで何とか貸してもらうことができましたが、こういった事例は今後また起こらないとも限りません。

移住してこられた方は知り合いも身内も近くにならないことが往々にしてあります。普通に暮らせているうちにはいいのですが、ひとたび身の危険を感じることや、例えば火事などの災害に遭ったとき、身を寄せる場所がありませんし、頼るところもありません。今回のように夜中だとなおさらです。町として移住者を積極的に迎え入れている以上、そういった何かあったときの駆け込み寺的な場所の確保や連絡先一覧表を作成し、移住時にその情報を知らせておく必要があるのではないかと今回のことを通じて感じました。

移住者に限らず、町民の中にも必要とする人がいるかもしれません。町としてこのようなことが起こった場合の対策はどのようにとられていますでしょうか。

次に、河川の観光利用について質問いたします。現在、町を訪れる観光客は、ハイキングや溪流釣り、キャンプやバーベキューなどに加え、森林セラピー、ノルディックウォーク、サイクリングなど、さまざまな楽しみ方がされるようになっていきます。とりわけ多摩川流域の河川ではカヌーやラフティング、キャニオニング、河川の岩を利用したボルダリング、岩場を利用したロッククライミングなど、多種多様な楽しみ方が盛んにされるようになり、ラフティングやキャニオニングを有料で提供する業者が急増しました。しかし、それに伴い、地元住民や特に漁協、釣り人との間に摩擦の発生が懸念されるようになりました。

青梅市では 2 年前にラフティング業者らと地元住民、特に漁協関係者との意見交換会が関係する青梅市自治会連合会第四・第五支会の主催で開かれ、ごみ、騒音、危険なゴムボートの輸送に伴う通学路における小学生の安全確保、釣り人とのトラブル、駐車場での事故等について市民から切実な声が寄せられました。多摩川川下り事業者組合の会長や事務局長、青梅市カヌー協会会長らがそれぞれ意見を聞いたそうです。奥多摩では川井に事務所を構える事業者が関係していると思いますが、町としてそういった問題が起こらないよう、事業者との連絡体制やルールなどを取り決めていきますでしょうか。取り決めてある場

合、その詳細はどのようになっていますでしょうか。

また、平成 28 年第 3 回奥多摩町議会定例会、ちょうど 1 年前の 9 月議会において、清水明議員が河川の観光利用と管理について現状と今後の対応を質問されました。町の答弁としましては、河川の場合は自然公園以外に河川管理者の国や都、あるいは市町村が存在することになるので、ルールの方針は複雑で難しい部分があり、町では東京都が方針を検討している東京都自然公園ビジョンの中で検討いただくよう要望しているということでした。

そこでことしの 5 月に方針された東京の自然公園ビジョンを調べましたが、自然の恵みを生かした文化・産業等の掘り起こしや新たな取り組みの実施等により、地域の活性化につなげ、自然公園エリアにおける人の営みと自然との良好な関係が継続するよう取り組んでいくことの方針として、川や海等と結びついたレクリエーション利用と経済活動等との共存を可能とするルールの整理をするとあります。このルールはつくられているのでしょうか。つくられているとしたら実効性のあるものとなっているのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

最後に、子どもに関する事業の申請条件について質問いたします。7 月に北九州市の男性から町が行っている神津島洋上セミナーについて数々の指摘がありました。何人かのほかの議員さんにも同様に電話があったり、教育委員会にもメールが届いたりして、皆さんご承知のことだと思いますが、その指摘の 1 つにセミナーの参加条件に税金の滞納がないこととあるのはおかしいのではないかというものがありません。

確かに親に滞納があるからと子どもの育つ権利や教育を受ける権利が制限されるのはおかしいと思います。国連で採択され、日本でも批准されている子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた子どもの権利条約でも、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が謳われています。

奥多摩町では数々の子育て支援策や子どものためのすばらしい事業を行っていますが、子どもの権利にかかわるものについては親の滞納と切り離して考え、申請条件の見直しをすべきではないでしょうか。町のお考えをお伺いいたします。

以上よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2 番、大澤由香里議員の一般質問にお答え申し上げます。

大澤議員からは 3 点のご質問いただいております、3 点目の子どもに関する事業の申請条件

につきましては教育委員会の所管となりますので、後ほど教育長から答弁させていただきます。

初めに、1点目の移住者対策、あらゆる問題に備えてありますが、町の喫緊の課題であります少子高齢化を解消するため、平成20年に子ども・子育て支援推進条例を制定し、各種事業を展開した結果、日本でも有数の子育て支援や定住支援を行う自治体として注目を浴びております。特に15項目の子ども・子育て支援推進事業は、単なる経済的な負担の軽減ではなく、不妊治療など医療にかかる部分にも助成するなど、結婚から出産、子育てまで切れ目のない支援となっております。

しかしながら、児童福祉法や本条例にも規定されている保護者が子育ての第一義的責任を有するという部分が薄れてきており、町が助成するのが当然といった保護者の風潮、高齢者からは子育て支援が手厚く、高齢者支援はないという思いや何らかの問題を抱える家庭が奥多摩町の子育て支援や定住支援を求め来町し、相談されるようになりました。これは町が長年にわたり丁寧に事業を推進した結果、子育て支援や定住支援が日本全国に発信され、奥多摩町イコール子育て支援が手厚い町ということが確立したためと考えております。

しかしながら、これにより新たな問題も生じてきております。1つ目の問題は、保護者のモラルの低下であり、感謝から要求、また、責任を町などに転嫁する家庭が増加していること。2つ目の問題は、何らかの支援が必要な家庭が増加していることであります。

一般論的な話ですが、子育ての経済的負担の軽減を行えば、比較的所得の低い方などの問い合わせは多くなります。また、子育て支援など福祉サービスが充実していれば、父子家庭や母子家庭、子どもに支援が必要な家庭などからの相談を受けます。ひきこもりや不登校、発達障害の疑いがある子などを養育している家庭からは、奥多摩町の少人数学級に魅力を感じ、移住を検討する家庭もあります。このように子育て支援や定住支援が充実すればするほど支援が必要な家庭からの需要が高くなり、さまざまな相談対応があり、ニーズも多様化することが想像できます。

町では、長年町で暮らす方々と新たに住むことになった方々を区別せず、さまざまな問題を未然に防ぐために対策を講じております。その1つ目は、子どものいる家庭には町の福祉サービス、母子・子育て編を全戸配布し、各種福祉サービスの紹介と各種相談の紹介をしております。2つ目は、民生・児童委員と連携した見守り活動や新生児訪問の実施であります。3つ目は、子どものいる転入家庭には、母子担当保健師が全戸に訪問しております。4つ目は、子ども家庭支援センターを核とした子育て支援、各種相談体制の充実で

あります。5つ目は、障害や療育が必要な方への支援などを個別に実施をしております。

このように町民の方、移住された方の区別なく、顔の見える関係を構築し、問題を未然に解決するように日々取り組んでいるところですが、万が一問題が生じた場合は、次のような取り組みを行っております。火災や土砂災害など被害に遭った場合は、関係機関と連携し、住居の提供、貸付金などの対応を行っております。特に火災や土砂災害等で住居を喪失した場合は早急な対応が必要とされることから、身寄りのない方などは公営住宅や町営住宅等を、被害があったその日から入居できるよう対処しております。

また、DV、ドメスティックバイオレンスの対応については、配偶者からの身体等への暴力を発見した者は、関係機関に通報するよう努めることが配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律で定められております。DVは犯罪ですので、すぐに関係機関へ通告し、対応を行わなければなりません。配偶者からの身体的・精神的な暴力等の被害者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター、または警察に通報するか、町福祉保健課に連絡をいただければ、関係機関と連携した上で担当保健師等が対応いたします。特に身体に危険がある場合には、すぐに警察や相談機関に連絡するか、もしくは警察などへ逃げ込むことが必要であります。

このようにDV、虐待、暴力行為は緊急的に避難することが必要ですので、警察や関係機関に連絡できるよう、子育て家庭には相談機関の連絡先が入った奥多摩の福祉サービス母子・子育て編を配布するほか、毎年全戸に児童虐待の防止に関するチラシを配布し、引き続き家庭内での配偶者や子どもに対する虐待防止の普及・啓発を行っております。また、緊急時には、火災や災害などと同様に、関係機関と調整し、公営住宅や町営住宅を活用しているところでもあります。

今後とも、未然に事故を防止するとともに、事故があった場合には関係機関が一体となり、対応を講じてまいります。

次に、2点目の河川の観光利用についてであります。平成28年第3回定例会において4番清水明議員の一般質問にお答えしておりますが、近年は森林セラピーなど、森でゆっくり過ごす方、ノルディックウォークをされる方、サイクリングをされる方などのほかに河川を利用したカヌーやラフティング、キャニオニング、あるいは河川の岩を利用したボルダリング、ロッククライミングなど、さまざまなアウトドアスポーツが盛んになり、町の観光客の増加の一因にもなっておりますが、一方で、モラルの低下などが問題となってきております。

現在、多摩川やその支流の河川を利用し、カヌーやラフティング、キャニオニングを有

料で提供している業者は、多摩川川下り事業者組合加盟の 16 社となっております。このうち町内で事業を展開している業者は現在 5 社となっており、夏場を中心に川苔谷や三つ釜の滝等を利用しております。

ご質問の本年 5 月に策定された東京の自然公園ビジョンの中で、川や海等と結びついたレクリエーション利用と経済活動等との共存を可能とするルールにつきましては、ごみの持ち帰りなどのマナーのほか、トレイルランニング大会を開催する場合の関係機関との調整や手続、マウンテンバイクの登山道への乗り入れ禁止など、具体的な内容も記載されておりますが、河川利用のルールにつきましては明記がなく、河川は河川の等級により、国や都道府県、あるいは市町村が河川管理者となっていることから、東京都において統一したルールの策定は難しいとのこととあります。

町では本年 4 月に町内に事業所を置く 3 事業所と調整会議を行い、河川使用のマナーの順守や近隣住民に迷惑を及ぼさないよう協力を求め、今後においても定期的に調整会議を開催すること、また、町内における事業者側の代表として、町の指定管理者である株式会社キャニオンズが監督者となり、カヌーやキャニオニング、シャワークライミングなどの事業を展開している 5 事業者が何らかのトラブルを発生させた場合には、その事業者に注意喚起を行うという連絡体制を構築いたしました。これら町内事業者とは、この秋に観光シーズンが一段落することから、調整会議を開催する予定となっており、1 年間の総括を行い、来年度に向けた事業運営などを話し合う予定であります。

河川につきましては水利権を除き、何人も使用することができるとなっており、町のあらゆる河川において釣り、水遊び、バーベキュー、カヌー、キャニオニングなどさまざまな遊びが展開されておりますが、いずれも料金を支払っているからといって河川を独占して使用することは認められておりません。観光立町の町として利用者がそれぞれのマナーを守ることを前提に、あらゆる遊びの場を提供することで、さらなる観光の推進を図ってまいりたいと考えております。

冒頭申し上げましたけれども、3 点目のご質問につきましては、教育委員会の所管でございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 2 番、大澤由香里議員の一般質問、子どもに関する事業の申請条件についてにお答えを申し上げます。

神津島洋上セミナーは、平成 10 年から小学校 5 年、6 年生と中学校 1 年生を対象にし

て実施をしている社会教育事業でございます。この趣旨は、奥多摩町と神津島村に在住をする少年少女が学校や家庭以外の場で集団活動を行うことによりまして、社会性や協調性、自立、創造性を育むと、それとともに、他地域の少年少女と交流することにより、地域間交流を促進をし、かつ地域の将来を担う少年少女の育成を図るために行うものでございます。また、この事業は東京都市長会、東京都町村会が多摩・島しょの魅力を高めることを目的として行っております多摩・島しょ広域連携活動助成金を受けて実施をしております。

昨年度は奥多摩町の小学生 17 名が神津島村を訪問し、島の小学生 14 名と交流を行い、神津島村の名産である黒曜石を使ったストラップづくりや海水浴、海洋生物の観察、シュノーケリング、海釣りなどを行い、海に面する島ならではの自然のすばらしさを体験してまいりました。

今年は 8 月 7 日から 11 日まで 5 日間の日程で実施をする計画で募集をしたところ、小学生 22 名とボランティア 5 名の申し込みがありました。しかし、出発当日に台風 5 号の影響により風雨が強まり、海では高波、うねりが発生し、客船が欠航となったことから、事業の中止を余儀なくされたところでございます。

さて、神津島洋上セミナーの事業の申請条件に関する指摘ということでございますが、今年 7 月の 11 日に北九州市にお住まいの男性から、奥多摩町教育委員会が実施をしております平成 29 年度神津島洋上セミナーについてメールで問い合わせがございました。その内容でございますが、募集型企画旅行と解されるところであり、まず募集要項等において主催者たる奥多摩町教育委員会の旅行業の登録番号の記載がなく、旅行業登録が確認できないため、無登録営業と思われる。応募資格の心身ともに健康でについては、現在の状態を示すために軽々しく用いるのは、障害者の差別を助長しかねない重大な問題がある。また、町に支払うべき同一世帯内の税金、各種使用料などの滞納がないことについては、住民が行政サービスを利用するのに滞納のないことを要求するのは聞いたことがない、親が滞納しているばかりに子どもの社会参画が奪われることは人権問題としてゆゆしき問題がある等々のことでもございました。

町といたしましては、本事業は従来から継続的に実施をしてきたものでございまして、今までこの事業が旅行業法における無登録営業に当たるというような認識はございませんでしたが、今回の指摘を受け、庁内関係課で検討し、その可能性がある場合は、旅行業法の資格を有する一般財団法人おくたま地域振興財団と連携をし、事業を実施することといたしました。

この種の事業でございますが、全国の自治体においても慣習的にさまざまなものを行っ

ているところであり、急遽中止をする自治体も出始めており、全国的な問題に発展をしてくております。このような状況の中、平成 29 年 7 月 28 日付で観光庁から本件に関する通知がございました。その内容は、自治体を実質的にツアーの企画・運営に関与し、かつ営利性、事業性がないものであれば旅行業法の適用がないと解されるとの見解が示されたものでございます。

ご質問の神津島洋上セミナーの参加資格に税金の滞納がないこととあるのはおかしい、子どもの権利に関するものについては親の滞納と切り離して考え、申請条件の見直しをすべきではないかということですが、納税は勤労、教育の義務と並ぶ国民の三大義務の 1 つといたしまして日本国憲法第 30 条に定められているところでございます。

納めていただいた税金は国民の健康で豊かな生活を実現するために、国や地方公共団体が行う国民の安全を守る警察・消防や道路、水道の整備といった国民に役立つ公的サービス、また、年金、医療、福祉、教育など社会での助け合いのための活動の財源となっており、私たちが社会で生活していくための、いわば会費と言えるものでございます。

特に、当町の場合では基幹的財源である町税が年々漸減をしている中であって、払えるのに払わないなどの納税の不公平を防止をし、確実に収納していくためにさまざまな努力を行い、徴収率の向上に努めているところでございます。

このようなことから、神津島洋上セミナーにつきましても事業費の多くを貴重な税金を使わせていただき、事業を実施をしておりますので、参加を希望される方にとっては、国民、住民の義務である納めるべきものは納めていただいた上で申し込みをしていただきたいという考えでございます。

なお、この事業は参加が任意であり、参加費を徴収する公募型事業でありますので、子どもの権利条約で定める基本的人権の 4 つの柱、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利には抵触するものではないとも考えております。

本事業の申請について過去の例を見ますと、滞納がある世帯からの申し込みがあった場合は、滞納を解消するようお願いをし、完納した上で参加をしていただいております。今後、仮にこのような方から申し込みがあった場合は、完納のお願いをすることや計画的な納税の相談に応じるなどの対応をとることと、これを原則とし、その上で、保護者の滞納により応募のあった子どもを参加させないということは避けたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただくようお願いを申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○2番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

まず最初の移住者対策、あらゆる問題に備えてに対する再質問です。大きな自治体では、公営住宅に優先して入居できる制度やNPOが運営している緊急一時保護センター等がありますが、奥多摩町ではそういった施設はありませんし、公営住宅にも優先して入れる体制は整っていないと私は実感しました。先ほど答弁の中には優先して入れる、その日のうちに入れるというふうな体制を整えているというふうなこともありましたが、少なくとも今回の件ではそういった対応ではありませんでした。ご答弁のとおりに対応策がもしできているのであれば、もっと広く周知する必要があります。仕組みができていても当事者が知らないのでは意味ありません。今回の方は本当に困ってしまってどうしようもないという状況でした。

今回の方はたまたま数日前に知り合い、名刺を渡してあったので、私のところに連絡が来ましたが、会っていなければ奥多摩では頼るところがなかったと言います。まず今回のような問題が起こったときに連絡できる町の窓口、夜間の場合の連絡先、この場合は自治会長や民生委員さん、議員さんや駐在さんなどにもご協力お願いしておく必要があるかと思えます。町は昼間しかやっていませんので、いつ何があっても対応できる連絡先一覧を明確にして移住者や町民に周知しておくべきだと思います。

そして、一時避難場所として、消防の詰所や自治会館などを活用できるようにするとか、公営住宅に優先して入居できるようにするなどの仕組みづくりが必要だと、実効性のある仕組みづくりが必要だと思います。空き家の活用も検討してもいいかとも思います。あわせて、ご協力いただく方たちには個人情報取り扱いについての注意も必要だと思います。以上の点についてはいかがお考えでしょうか。

次に、河川の観光利用についての質問です。ご答弁では、町が指定管理者として指定している株式会社キャニオンズの方が窓口となって5つの業者さんとの申し合わせをしているとのことでしたが、町として環境負荷の大きい営利目的の河川利用に対してどれくらいの業者、5つの業者ということですが、どこでどれくらいの頻度で利用されているのかを詳しく把握しているのでしょうか。もし現状で把握していないのであれば把握することは可能でしょうか。

再質問は1回しかありませんので、続けて申し上げますけども、今回の件を調べると、特に川苔谷や三つ釜の滝、水根等でキャニオニングやシャワークライミングをやっている事業者に対して、住民や観光客の方から余りにも苦情が多いことがわかりました。幾つか紹介したいと思います。マイクロバスが物すごいスピードで海沢の林道を走って危険、ま

た、対向車が来てもよけない。よけてあげても会釈もしない。自分たちが優先されて当たり前というような横柄な態度に怒っている人が何人もいました。マイクロバスががらがん行き交う林道でいいのか。あと川下り事業者組合に車に社名を掲示するようにお願いしているが、夏のこの時期はどここの会社かわからない、群馬ナンバーのワゴン車が増えている。あとイワタバコとかクワガタソウなどの山野草類が踏みつぶされてなくなり始めている。景観が随分変わってしまった。コケなどの写真を撮りに行ったのに、そのコケがはがれてなくなっている。コケについては、はがされてなくなることによって岩の表面が乾燥して崩れやすくなるそうです。景観も変わりますが、人が入れば危険だと指摘されました。滝を見に来たのに、大勢で騒いでいて風情が台なしだと。あと鳥の鳴き声を聞きたくて訪れたのに、キャニオニングの客の奇声でかき消されてがっかりだという声もありました。ラフティング会社が御岳溪谷周辺に増加してからヤマセミ、カワセミがいなくなった。川岸の土壁に巣をつくり、抱卵するのが4月ころなのだが、ラフティングの客の奇声に驚いていなくなったと思われる。東京都の公認のガイドであるラフティング関係の組合の方に一定の時期だけ配慮をお願いしたが、効果なしだった。奥多摩の観光資源を活用し、多くの人が集まるのはうれしいことだが、静かに楽しみたい観光客がいるのも事実。そういう人からすると風情のある滝で大声や奇声を発して騒いでいるのは、きつととても不快だと思う。これから奥多摩は敬遠されるのではないかと。同じ滝でキャニオニングをするということとは、おのずと毎回同じような木へハーネスをかけたり、ジップラインをかけているのだと思う。動植物へのダメージが心配等々。

以上、私が聞いたご意見を幾つか紹介しましたが、多くの方が奥多摩の環境が破壊されるのではないかとというふうに危惧されていました。また、奥多摩で育った若者から、子どもころからなれ親しんで遊んだ川が壊されていくようで怒りや悲しみを覚える、何とかしてくれよと訴えてこられたのには衝撃でした。

そのほかにも海沢の海沢キャンプビレッジですけども、キャンプ場について、周辺が蛍の発生ポイントだったのに、沢に入れなくただけではなく、川床とか護岸周辺をユンボを使って改変したり、バーベキューの炉などの工作物を設置したりして川を私物化しているんじゃないかといったご意見もありました。

さまざまな事業者が入り、また、個人でも入ってきている方がいますので、すべての現状把握は難しいとは思いますが。また、河川についてのルールも先ほどの答弁にもありましたように、国や都、市町村が存在することになるので、策定は複雑で難しい部分があることもわかります。ですが、だからといって、事業者任せ、国や都任せでいいのでしょうか。

事業者申し合わせたが、効果なしといった意見にもありますように、事業者は結局は営利目的ですので、環境のことは二の次になりかねません。

また、5月に策定された東京の自然公園ビジョンの結果を伺いまして実効性のあるものとは思えません。奥多摩の環境を守る立場の町として取り返しのつかなくなる前にすみ分けなどの現実的な対策を講じる必要があると思いますが、先ほどの現状把握の質問とあわせて町のお考えをお願いいたします。

最後の子どもに関する事業の申請条件についてですけれども、先ほどの教育長のご答弁にもありましたように、自治体が主催する子ども向けのサマーキャンプなどのツアーが旅行業法に違反しているのではないかという指摘を受けてツアーを中止した自治体が多くある中で、奥多摩町は楽しみにしている子どもたちの気持ちを一番に考え、中止という選択はせず、事業が実施できるように迅速に対応策を図られました。結局は国土交通省から自治体が企画、運営するもので営利目的でないものについては旅行業法が適用されないなどとする通達が出されたことで問題はなくなりましたが、子どものことを最優先に考えた町の姿勢に感動すら覚えました。改めて感謝と敬意を表します。

さて、子どもに関する事業について、税金の滞納がないことを申請条件につけているかどうか、他市町村について調べてみました。青梅市は東京都市長会の多摩島しょ広域連携活動助成金を活用して実施している広島派遣のピースメッセンジャー事業というものをやっていますが、税金の滞納は条件に入っていません。ちなみに保育園と学童の入所申請でも滞納があると減点対象にはなるようですが、税金の滞納がないことという条件はありませんでした。羽村市でも同様に、減点対象にはなっても税金の滞納がないことという条件はつけてありませんでした。あきる野市については、子育て支援と海外の姉妹都市へのホームステイ、大島での自然体験などを実施していますが、親の滞納と子どもの権利は切り離して考えるべきとして特に制限していないとのことでした。実際問題として海外へのホームステイなどには多くの税金が使われるので、滞納している家庭が利用するには抵抗があるかもしれません。

一方で、幾ら参加費が安くても個人の負担は少なくありません。パスポートをとるなどの事務手続もあるので、滞納している家庭の子どもが利用する確率はとても低いだろうとも思われますが、もしかしたら税金の滞納がないことという条件があるために行きたくてもあきらめてしまっている子どもがいるかもしれません。

子どもの育つ権利、参加する権利はすべての子どもに保障されるべきです。先ほど子どもに権利条約は当てはまらないという教育長のご意見でしたが、子どもは親を選べません。

親が滞納して、親が行くんであれば、それは行かなくてもいいと思いますが、子どもは親と別人格です。なので、子どもはやはり子どもの一人として尊重すべきだと思います。

あきる野市のいう参加の条件として、親の滞納と子どもの権利は別のものであるという考え方は正しいと思います。奥多摩町としても旅行業法違反の指摘に対する対応のように、子どもの権利を尊重する姿勢を申請条件についてもあらわしてほしいと切に願いますが、町のお考えを改めて伺いたします。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 2番、大澤由香里議員の再質問にお答えします。

質問の内容の方の住宅の入居についてですが、窓口に申請に来られたときは、同居人の母親とけんかしたので住むところを探していると聞いておりますので、通常に対応させていただきました。入居に際しましては要件等について説明させていただき、収入との関係があったので、公営住宅に該当する旨をお伝えしました。そこで手続きに必要な書類をそろえていただくようお願いしたところではございます。

本来公営住宅につきましては、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を確保するためのセーフティーネットとして政策的に位置づけられているため、入居資格に収入基準が設けられていますので、そのため入居希望に当たっては住宅に困窮する実情を調査して、政令で定めている選考基準に従って条例に定めるところで公正な方法で選考して当該住宅の入居を決定しているところでございます。そのため条件を具備しているものでなければとりあえずは入れないということなんです。

先ほどの答弁の中にもございましたが、配偶者から暴力の被害に遭っている方の保護だとか、火災だとかそういった災害が起きたときには公営住宅の入居の資格の適用範囲を拡大できるということになってはございます。ただ先ほどの話もそうなんですけど、駆け込み寺的な存在というのは行政側では非常に難しいと思うんですよ。初日の条例の暴力団の関係もございましたけど、広島県がその虚偽で公営住宅を低所得と虚偽をして住んでいて発覚したという例もあるんですよ。そこまで非常に入居者の人のいろいろな条件を把握しなければいけない問題もございますので、今後そういった問題についてはまた検討することも必要だとされていますけど、うちの町としては、大規模自治体と違って小規模自治体なんで、まだ設備の態勢づくりも非常に難しいと思われまして、議員が申されますように、今後はそういった方を救えるような態勢づくりを検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 今の大澤議員から家庭内のトラブルで議員宅に助けを求めてと。いわゆる緊急性、町としては相当な例えば、けがをしているとかそういったことが、先ほどのご質問の中では全く見えていませんでしたので、単なる家族内のけんかで来られたのかどうかということも予測もつきません。ですから今後、新たにいろいろな家庭内の事情を持ってこられる新たな新住民の方々も含めて、そのようなことがあった場合には、まずその度合いによって警察、そして町の福祉、そこに一報下さい。そうしませんと我々もどの程度度合いが深いものなのか、浅いものなのかも想像つきませんし、大澤議員さんのところに駆け込まれた時点で公営住宅、町営住宅が空いてなかったと言われても、全く脈絡がわからないんですよ、背景が。ですから、プロであります福祉にそういうスタッフがおりますので、一晩泊めていただいたのは非常にありがたいことなんですけれども、すぐに福祉のほうに相談していただいて、専門の保健師もおりますし、その度合いに、被害によっては警察に通報して、これ犯罪ですから、社会的な法律の違反の犯罪ですから、そこに持っていかないと、その家庭によってはさらなる要するに大きな犯罪が起こる可能性がありますんで、ぜひそこら辺は自己判断せずに、警察や福祉に直ちに報告をいただきたいというふうに考えておりますんで、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 2番、大澤由香里議員の再質問の最初の質問です。今、副町長からもご答弁させていただきましたけれども、まずその内容についてご相談いただきたいということで、町長の答弁の中にもございましたように、子どものいるご家庭には毎年この奥多摩町の福祉サービス母子子育て編というのをお配りしております。毎年内容を変え、更新して、転入者の方についても転入時点でお渡ししておりますので、その中身を見れば子ども・子育て支援推進事業を初めとする町のサービスについて、あと、あるいは緊急連絡先についても載っておりますので、ぜひ活用していただいて、まず相談をしていただくということと、それによって町の福祉保健課のほうから地域整備課のほうに相談をして、緊急的に困っているので、住宅が空いてないかという問い合わせもとりますので、その辺のまず最初の取っかかりについては福祉のほうでお願いできればというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 2点目の河川ルールの現状把握とすみ分けの部分でございます。現状把握の部分につきましては、本年4月でございますけれども、町の中で事

業を展開している5社のうち3社の事業者に来庁していただきまして、まずは顔合わせを含めた話し合いをさせていただきました。現状把握の中では、今現在、町内の普通河川を利用している部分では5河川ございます。倉沢谷、川苔谷、入川谷、海沢、水根谷ということで5河川で行っていると。ただし、その中のどの区域で行っているというところまでは把握はしておりません。

また、連絡体制の部分ですけれども、こちらは先ほど町長がご答弁申し上げました株式会社キャニオンズさんを通じまして他社の4社につきましては電話番号等すべて代表者もお聞きしておりますので、連絡がとれる体制をとってございます。

今後のすみ分けにつきましては、河川につきましては国、都道府県、市町村ということで、このルールづくりにつきましても非常に難しいということでございます。まずは先ほども答弁の中にごございましたけれども、調整会議を行いながら、今、大澤議員がお話しされました問題点、十数点ございますけれども、こちらの部分を調整会議の中で説明をさせていただいて、今後の対応を考えていきたいと考えております。

また、トラブル等ございますけれども、4月の時点でもこういう交通ルールの話などとか、ごみの対応、衛生環境につきましてはお話はしているんですけども、交通ルールを守って対応していますという回答が返ってきているんですけど、やはりスピードを出しているということでございますから、その辺につきましては強く申したいと考えております。ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） それでは、3点目の洋上セミナーの応募条件から滞納ということを外すということの再質問でございますが、税金は私たち暮らしを豊かにし、発展させるための教育の振興や社会福祉の増進など、さまざまな事業を行うために税金は公平に負担していただくということが原則となっています。また、滞納は健全な行政運営に支障を来すおそれがありまして、誠実に納税の義務を果たす多くの町民にとっては不公平感を阻害しかねるということもあり得るかなというふうに思います。

今年を含めまして過去5年間で滞納された方が洋上セミナーに申し込んできたケースが5人ほどございました。その多くはうっかりして口座の残高不足というようなことで未納になっているというケースが多かったわけですが、そういう方につきましてははがきで納入期限を示した納税の催促をすると、すぐに納税をしていただけたというような現実もございます。

また、一方で多種多額の滞納の方もいらっしゃいましたが、すぐに完納するということができないために、計画的な納税を約束をして、それで事業に参加していただいているという現状でございます。

このようなことから、町民が行政サービスを受ける際には、みずからが未納について無いように申し込んでいただきまして、申請者みずからが滞納について考えていただきたいというふうに思っていることから、今後も応募条件の1つというふうには思っているところでございます。

このような中で、親の滞納のために子どもの社会参画が奪われるということもないように、一方では相談にも応じて、社会教育の事業についての推進をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（須崎 眞君） 大澤議員、よろしいですか。

○2番（大澤由香里君） ありがとうございます。最初の質問については、住民の福祉の増進に努めることを基本とする自治体としての責務を果たすべく、奥多摩町に住む人たちがいつでも安心・安全に暮らせるまちにするために住民に寄り添ったきめ細かいケアと柔軟な対応をお願いいたします。

まず一番に福祉保健課にというふうなことでしたが、私自身もどこに連絡していいかわかりませんでした。夜だったので、もちろん町はやっていませんし、警察に駆け込むほどの危険な状態ではありませんでした。なので、どうしようかなと自分でも迷った感じで、とりあえず家を探さないということなので次の日、町に問い合わせしたりしたらそういう感じだったので、そういうどこに連絡すればいいか、夜の間はここに連絡するという、そういう申し合わせというか、移住者の方にも、それから町民の方にもしておけば、何かあったときに町民が困ったことを引き受けたときにどうすればいいかというのがわかると思えますので、ぜひそういう体制づくりをよろしくお願いいたします。

河川利用については、今回さまざまの方からご意見を伺って、本当にこのままだと奥多摩の自然はだめになっちゃうんじゃないかというような危機感を強く持ちました。本当に取り返しがつかなくなるよと言われてましたので、そうなる前に、事業者、観光客、住民など、自然環境を享受するすべての人が環境を保全する意識を共有して、そのために努力することが必要だと思います。その流れを起こすイニシアチブをとるのはやはり町の役割だと思いますので、先ほど調整会議をやるということでしたが、町の方の意見も、町の方もしっかり聞いていただいて、それを伝えていただいたり、現場もやはり見に行っていたきたいと思います。現場を見ている人たちが、すごいよ、すごいよ、本当に変わっちゃっ

てるよというふうにおっしゃられていましたので、ぜひ現場を見て、その現場を見た後で事業者の方との話し合いを持っていただきたいと思います。

あと専門家の方も結構意見を言われていた方がいますので、そういう方のご意見も入っていただいて取り入れて、毎日やるんじゃなくて3日間だけやるとか、場所もちょっと変えるとか、そういう何か環境を保全するための取り決めとかを前向きな取り決めに皆さんが気持ちよく使えるような、環境を使えるような取り決めもしていただきたいと思います。

最後の条件については、条件があるためにそこに申し込みをしないであきらめちゃうという子がいるとかかわいそうだなと思います。今のお話では滞納していて申し込まれたという方がいて、そういう方については町が切るんじゃなくって、納めてもらうようにいろんな手だてを講じてくれているということで、その点は大変ありがたいことなんですけど、やはり書いてあるがために申し込めないやとってあきらめてしまう子がいると、やはりその子にとってはかわいそうなことですので、少し要相談とか滞納がないことと書いても相談してくださいみたいなことがあるといいのかもしれないなと思いましたので、ぜひ柔軟な対応をよろしく願いいたします。

済みません、長い時間ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、2番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午後3時35分から再開とします。

午後3時19分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、小峰陽一議員。

〔5番 小峰 陽一君 登壇〕

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

それでは、2件質問をさせていただきます。

まず1件目ですが、奥多摩町職員の労働環境の現状について、特に時間外、残業についてお聞きしたいと思います。

国は、本年3月に働き方改革実行計画をまとめ、公表しました。特に時間外労働、残業

については罰則付きの残業規制導入を柱としています。平成 29 年 7 月 14 日付の読売新聞に、地方公務員増える残業、正規職員減り負担の記事が掲載されておりましたが、8 割を占める地方公務員については自治体ごとに取り組む問題として、実態把握ができてないのは現状のようです。

町では、職員数を平成 17 年から平成 20 年にかけて 14 名の人員を削減し、それ以降は 130 名前後で推移しておりますが、私が見た感じでは人口が減っているものの、住民への施策がふえ、仕事量が増加しているように思われます。

そこで町の状況をお聞かせください。

1、全職員数及び残業手当の支給対象数、正職員と臨時職員に分けてお願いしたいと思います。

それから年休の取得率、公休日出勤時の代休取得率、職員の残業時間年平均、それから職員 1 人当たりの残業時間、年単位で最高幾つかというようなことで、最低幾つかというようなこともお願いしたいと思います。

職員 1 人当たりの残業時間、月当たり 60 時間を超える人数、それからこの新聞によりますと、人事委員会を設けて職員の組合等と話し合うということになっておるようで、その人事委員会というのがありますかどうかということです。

それから職員と 36 協定、時間外の協定を結んでいますかということをお尋ねしたいと思います。

それから確認になりますけど、残業予算の不足した場合の処理方法はどのようにしているのでしょうかということをお願いします。

労働環境の向上は職員のやる気を起こさせ、住民サービスの向上に寄与することになりますので、労働環境の向上に努めていただきたいというふうに思います。

それから 2 件目ですが、雲取山・奥多摩小屋撤去と今後の周辺管理についてです。先日、議員の皆さんと奥多摩小屋の周辺の清掃を兼ねて小屋の状況を視察してきましたが、建物の老朽化が著しく、解体はやむを得ないと思われます。町では再建の考えがないように聞いておりますが、次のことについてお答えください。

1 として再建する考えはおありでしょうか。

2、再建しない場合の理由をお聞かせください。

3、既に解体作業が始まっておりますが、その費用とその工期を教えてください。

解体業者の選定はどのようにされているのでしょうか。

解体後の廃棄物はどのように処分されますか。既存のごみ処理についてもあわせてお答

えいただきたいと思います。

雲取山については年間を通じて相当の登山愛好者が訪れており、ヘリポートや野営地もあることから、今後どのように管理されていくのか、お聞きしたいと思います。

以上、2点について町長のお考えをお伺いします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番、小峰陽一議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、奥多摩町職員の労働環境の現状について、特に時間外労働でございますが、国では本年3月に働き方改革実行計画をまとめ、基本的な考え方である働く人の視点に立った働き方改革の意義として、日本経済再生に向けて最大のチャレンジは、働き方改革、働く人の視点に立って労働制度の抜本的改革を行い、働く方一人ひとりがよりよい将来の展望を持ち得るようにする。働き方改革こそが労働生産性を改善するための最良の手段、中間層が厚みを増し、消費を押し上げて、より多くの方が心豊かな家庭を持てるようになると定義しております。

また、日本の労働制度と働き方にある課題として、非正規労働者に正当な処遇がなされていないという気持ちを起こさせ、頑張ろうとする意欲をなくす正規、非正規の不合理な処遇の差、健康の確保だけでなく、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因となる長時間労働が挙げられております。

このような観点から働き方改革実行計画は、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、賃金引き上げと労働生産性向上、罰則つき時間外労働上限規制の導入など、長時間労働の是正、女性・若者の人材育成など、活躍しやすい環境整備、子育て・介護等仕事の両立、障害者の就労などの項目について規定をしております。

特に罰則つき時間外労働の上限規制の導入など、長時間労働の是正では仕事と子育てや介護を無理なく両立させるためには長時間労働の是正が必要であり、いわゆる36協定でも超えることができない罰則付きの時間外労働の限度を具体的に定める法改正が不可欠であるとしております。

現行の限度基準告示を法律に格上げし、罰則による強制力を持たせるとともに、時間外労働の上限規制として、週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を原則として月45時間、かつ年間360時間、特例として臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても上回るできない時間外労働時間を年

720 時間と上限を設定するものとしております。

なお、急激な変化に伴う弊害を避けるため、法施行までは十分な準備期間を確保しております。今後、町でもこの働き方改革実行計画の定めに基づき、労働環境の整備に努めてまいります。

さて、いただきましたご質問のそれぞれの数値につきましては、28 年度の状況でお答えさせていただきますと思います。

1 点目の全職員数及び残業手当の支給対象者数でございますが、臨時職員の残業はほぼございませんので、正規職員についてお答えを申し上げます。平成 28 年 4 月 1 日現在の正規職員数は 128 名であります。支給対象者数は全職員から管理職手当の支給職員である課長職 15 名を除く職員ですので、113 名となります。

次に、2 点目の年休の取得率につきましては、総付与日数に対して 21.6%の 8.2 日となります。その他に夏季休暇 5 日を付与しておりますが、こちらは 95.9%、4.8 日となっております。

3 点目の公休日出勤時の代休取得率は 72.6%、次年度への繰り越しが 19.2%となっております。代休につきましては、出勤した月の翌月から 4 カ月間の取得を認めており、それを越えた 8.2%は経過消滅となっております。

4 点目の職員の残業時間の年平均でございますが、一般職、技能労務職、病院等の技術職の全体平均で年 174 時間、月平均 14 時間でございます。

5 点目の職員 1 人当たりの残業時間ですが、28 年度の年間最高時間は 669 時間、月平均 56 時間となります。最低時間は年間 3 時間となります。

6 点目の月 60 時間を超える人数は、年間で延べ 46 名となります。

5 点目、6 点目につきましては、残業時間が多くなる職員は、休日にイベント等のある職員、短期間で決算統計など複雑な調査事務のある職員、また、28 年度は選挙が続いたことから、選挙事務に携わる職員、一時的に事務が集中する福祉、教育関係の職員の残業時間が多くなっております。

7 点目の人事委員会の設置についてですが、人事委員会は都道府県及び政令指定都市には必ず設置され、15 万人以上の市には条例で人事委員会を、または公平委員会が設置されることとなっております。それ以外の人口 15 万人未満の市町村と地方公共団体の組合にはそれぞれ公平委員会が置かれることとなっておりますが、事務を合理的に進めるため、都内で対象となる 12 市 5 町 8 村、14 組合の 39 団体は東京都市町村公平委員会共同設置規約を定め、共同で公平委員会を設置し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談に

応じております。

8点目の職員組合との36協定の締結につきましては、労働基準法第33条3項の規定により公務員は官公署の事業ということから、36協定の届け出の必要はありませんので、締結はしていません。しかし、例外として、病院、医院等看護に従事する職員、公共団体がやっている清掃事業の職員については、これらの業務については36協定の締結が必要となることから、職員組合との間で時間外労働・休日労働に関する協定を結び、労働基準監督署に届け出をしております。

9点目の残業手当が不足した場合の処理方法でございますが、時間外勤務が当初想定した時間を超え、予算に不足を生じたときは補正予算を編成し、議会のご決定をいただき処理をしておりますので、サービス残業はございません。

町では現在、第4次奥多摩町行政改革大綱及び基本計画に基づき、仕事の改革、人の改革、仕組みの改革を基本的柱として質の高い行政運営と行政サービス、住民サービスの提供に努めておりますが、さらなる行政改革を推進するとともに、業務の改善、労働環境の改善に努めてまいります。

次に、2点目の雲取山・奥多摩小屋撤去と今後の周辺管理についてであります。平成28年第2回定例会において、2番、大澤由香里議員の一般質問にお答えしておりますが、雲取山の町営奥多摩小屋につきましては、第1次登山ブームの昭和34年に第14回国民体育大会東京国体が開催され、町では登山部門の大会が開催されましたが、この、東京国体の開催にあわせ、同年に町営奥多摩小屋が建設され、58年が経過をしております。

奥多摩小屋は、標高1,800メートルの尾根筋にあり、南側に富士山を臨む景観が良好な場所でございますが、積雪、強風、気温差などが激しい場所であり、文字どおり、風雪に耐えた58年間です。

この間、平成7年にはテラスや内装、トイレなど比較的大きな修繕を行ってまいりましたが、老朽化は否めない状況にあり、特に平成26年の大雪による被害のつめ跡は著しく、併設している物置小屋は倒壊寸前の状況で、平成27年にはその部分の取り壊しを行い、トイレにつきましても一部修繕を行ったところであります。

奥多摩小屋の管理運営は現在、有限会社雲取山荘に委託しており、小屋の利用者につきましては、この5年間で年平均400人を下回る状況となっており、1日に1人が宿泊する程度まで落ち込んでおります。これは現在の登山者が食事付きの小屋を希望される方と、自炊でテント泊まりを望む方の二極化になっており、奥多摩小屋は自炊で布団で寝るという施設となっていることから時代の要請に適合していないこと、また、建物が老朽化して

いること、近くに食事つきの雲取山荘があること、奥多摩小屋にはテントサイトが併設されていることなどから、利用者が減少しているものと思われます。

これを裏づけるように、奥多摩小屋に併設されておりますテントサイトの利用者は、小屋とは逆に増加傾向にあり、過去5年間の年間平均利用者数は3,000人を超える状況となっており、特に本年は標高年ということで、多くの登山者がテントサイトを利用されております。

町の観光資源は自然の魅力であり、雲取山も重要な観光資源であるとの認識をもちますが、利用者の減少と老朽化の進む建物状況を考えますと、奥多摩小屋については取り壊しをせざるを得ない状況に至っております。

さて、ご質問の1点目の奥多摩小屋の再建についてでございますが、ただいま申し上げましたように、施設の老朽化と利用者の減少に伴い、取り壊しを行う予定であり、町における再建については考えておりません。

次に、2点目の再建しない場合の理由についてでございますが、これも以前に申し上げましたが、小屋を建てかえる場合には、解体によって生じる廃材等は、自然公園法に規定する第一種特別地域であることから、すべて里に搬出することが義務づけられており、また、小屋の建設に要する資材等も含め、搬入・搬出はすべてヘリコプターでの作業となり、これだけでも相当な費用が予想されます。

また、小屋の規模にもよりますが、現在、各地の山小屋で採用しているバイオマストイレ、ソーラー発電施設などの導入を考慮に入れた場合は、小屋の解体費用、資材の搬入・搬出にかかるヘリコプター費用、小屋の建設費用を含め、およそ数億円を要すると考えております。また、利用者が減少している中、仮に数億円をかけて小屋を改築した場合には、町の行政財産使用条例に基づき、建設費用に応じて、管理委託を行う業者から年間使用料を徴収しなければならないという状況が容易に想像できることがその理由でございます。

次に、3点目の既に解体作業が始まっているが、その費用と工期についてでございますが、今回の解体業務は、老朽化が著しい部分として、小屋の裏側のベランダ 20.7 平方メートルと奥の和室 26.4 平方メートルの一部解体を行っており、解体費用は 108 万円。工期は平成 29 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの 6 カ月間で登山者等の登山状況を考慮しながら進めてまいります。

次に、4点目の解体業者の選定でございますが、奥多摩小屋への交通手段としてモノレ

ールを使用していることから、モノレールの取り扱いに熟知している町内業者の中から選定をしております。

5点目の解体後の廃棄物の処分についてであります。先ほど申し上げましたように、解体によって生じる廃材等は第一種特別地域であることから、里に搬出することが義務づけられており、現状回復して元の山の形状に戻すよう環境省から指導をされております。奥多摩小屋周辺のごみの処理につきましては、町と東京都水道局水源管理事務所が共同で実施しており、平成28年度の回収量は70リットル用の土のう袋で340袋回収し、そのうち244袋を里に搬出いたしました。

また、平成29年4月以降は、秩父側で雲取山荘を経営している新井さんのご理解とご協力を賜り、雲取山荘の物資輸送用ヘリコプターにより、1トンバック9個のごみを搬出しており、本年7月18日は町議会議員の皆様にも奥多摩小屋の清掃活動にご協力をいただきまして、大変感謝を申し上げるところでございます。

今後につきましてもごみの問題については継続して作業を行ってまいりたいと思っております。

以上の状況の中で、奥多摩小屋については一定の所期の目的は達成したというふうに私は理解しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 小峰陽一議員、再質問はありますか。

どうぞ。

○5番（小峰 陽一君） まず1点目の労働環境についてですが、私の感じている範囲内では、そんなに多くないのかなというふうに感じまして、安心したところです。ぜひやはり住民サービスの一線に立つのは職員の皆さんですので、できるだけ労働環境の向上に努めていただきたいというふうに思います。

それから2点目の今後野営地はどのように管理されるのでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 5番、小峰議員の再質問にお答えいたします。

野営地につきましてはですけれども、テントサイト、こちらにつきましては、現在、環境省、また、東京都、警察、消防の入った懇談会を行っております。その中で、やはり十分な協議をした上で、ある程度のおふれる登山者、これをどうするんだというお話が出ております。こちらにつきましてもその懇談会の中を含めて十分な協議を行いながら、今後の対策を考えていきたいと考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 答弁ありがとうございました。

お願いですけど、やはり相当やっぱり雲取山で野営する人が増えていると聞いていますので、ぜひそんな形で奥多摩小屋のそばで野営ができるようなことをぜひ進めていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、5番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は9月15日となっておりますので、あす9月9日から14日までの6日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、あす9月9日から14日までの6日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は9月15日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後3時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員